第 8 回阿蘇市議会会議録

1. 平成 26 年 12 月 5 日　午前10時 00 分　招集
2. 平成 26 年 12 月17日　午前10時 00 分　開議
3. 平成 26 年 12 月17日　午後 2 時 45 分　散会
4. 会議の区別　定例会
5. 会議の場所　阿蘇市議会議場

出席議員

1 番	谷崎利浩	2 番	園田浩文
3 番	菅　敏徳	4 番	市原　正
5 番	阿南善範	6 番	森元秀一
7 番	河崎徳雄	8 番	市原　新
9 番	大倉幸也	10 番	湯淺正司
11 番	田中弘子	12 番	五嶋義行
13 番	野田好一	14 番	髙宮正行
15 番	井手明廣	16 番	川端忠義
17 番	髙宮今朝秀	18 番	藏原博敏
19 番	古澤國義	20 番	田中則次
21 番	古木孝宏	22 番	阿南誠藏

欠席議員

なし

6. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	宮川清喜
教育長	阿南誠一郎	総務部長	和田一彦
市民部長	佐藤菊男	経済部長	渡邊孝司
土木部長	伊藤繁樹	教育部長	園田羊一
総務課長	髙木　洋	福祉課長	山口貴生
農政課長	本山英二	建設課長	井　八夫
税務課長	藤井栄治	ほけん課長	岩下まゆみ
観光まちづくり課長	吉良玲二	住環境課長	阿部節生
財政課長	宮崎　隆	教育委員会教育課長	日田勝也
阿蘇医療センター事務局長	井野孝文		

7. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石嵜寛二	議会事務局次長	若宮一男
書記	佐藤由美		

8. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第１　一般質問

午前 10 時 00 分　開議

開議宣告

○議長（阿南誠蔵君）　改めまして、おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。

なお、15 番、井手明廣君、19 番、古澤國義君につきましては、遅参の届けを受けておりますことを報告致しておきます。

従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

議事に入ります前に、緊急ではありますが、本日、一般質問が終了いたしましたら全員協議会を開催したいと思います。

内容につきましては、黒川激特事業に伴います要望書の提出、そして、その回答の説明についてであります。宜しくお願い致します。

それでは、議事を進めてまいります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第１　一般質問

○議長（阿南誠蔵君）　日程第 1「一般質問」を行います。

毎回申し上げますが、一般質問の所要時間が 45 分という事に定められております。

従いまして、質問者の議員におかれましては簡潔な質問と、執行部におかれましては的確な答弁をお願いし、議会の運営にご協力をお願いしたいと思います。

なお、傍聴者の市民の皆様におかれましては、傍聴規定に基づき、私語、雑談等をご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

これより順次、一般質問を許します。

12 番議員、五嶋義行君。

五嶋君。

○12 番（五嶋義行君）　おはようございます。12 番議員、五嶋義行です。

ただ今から、平成26年度第8回阿蘇市議会定例会、一般質問をさせていただきます。

今期の1番ですので少しだけ前触れをさせていただきますが、突然の解散によって、師走の総選挙となりました。その選挙も終わり、結果は仕掛けた政党の一人勝ちという結果に終わったのを見ておると、やはり有権者は安定を求めているのかなという気がしました。

一方、阿蘇市は、阿蘇中岳火口が依然として活動が活発で、毎日噴煙を吹きあげております。風下になった所の、火山灰の被害は酷いものになっておるようです。もし、これが来年まで続くということになれば、来年の作付計画もかなり変更せざるを得ないかなというふうに思っております。観光面、農業面のマイナスを考えた場合、一刻も早く収まっていただけるように、山にお願いするしかないかなとそんなふうに思っております。

それでは、今期の一般質問を始めますが、我々議員もまた、4年に1回という節目の時期にまいりました。選挙の時期も来ておりますので、手短に質問をしたいと思います。

今回の質問は、災害危険区域の市条例制定と、阿蘇市の建設計画について質問をします。

災害危険区域については、先日の議会と市から、県に対して要望書を出しております。先ほどの議長の話から、その回答が出たようですが、そのことを聞きたいと思っておりますが、答弁できましたらお願いします。

○議長（阿南誠蔵君）　総務課長。

○総務課長（髙木　洋君）　おはようございます。

ただ今ご質問いただきました。まず、今月8日、本会議におきまして、緊急決議ということで決議をいただきまして、12日金曜日に熊本県庁の方に、6名の議員の皆様方、また執行部の方からも出席を行いまして、議長のお名前、また市長の名前で、県の土木部長の対応になりましたけれども、直接手渡しをしまして、要望を行って来ていただいております。

最初議長のお話にもありましたように、本日、一般質問終了後に、その詳細についてご報告があるかと思いますので宜しくお願いします。

○議長（阿南誠蔵君）　五嶋君。

○12番（五嶋義行君）　だいぶ答えが得られない部分もあるかと思いますが、今回の宅地嵩上げについては、11月26日から個別の調査が、27年度分について始めております。

個別の調査があった所の話を聞くと、かなり入念な調査があって、1日に1軒のみと、そしてまたあと2つの業者が2回ほど調査をするということでありますが、またさっきの質問とダブりますが、阿蘇市が条例を制定するタイミングは、どのような感じでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君）　総務課長。

○総務課長（髙木　洋君）　まず、私の方から条例制定の必要性、また条例を制定することによる一定の制限、そして時期ということで説明をさせていただきたいと思います。

ご承知のとおり、この災害危険区域の条例制定、なぜ条例制定するかと申しますと、激特事業など、今、様々な事業が行われております。しかしながら、平成24年7月と同等の雨が降った場合には、やっぱり同じく浸水被害を被る。この浸水被害を被るからには、防災上、どうしてもこういったかたちで、危険区域に関する条例を制定して、これから家を建てようとされる方々を浸水被害から守ろうという、どうしても必要な条例になってきます。

しかしながら、条例を制定することによって、これから、例えば息子が、娘が同じ敷地内に家を建てようと思う。しかしながら、例えば嵩上げを 1mせんとここには家を建てられませんと。1m嵩上げするためには、どうしてもお金が余分に 200 万円とか 300 万円とか必要になってきます。こういうことになれば、じゃあ、もう、ちょっと別の所に土地を求めて、安全なところに建てようかと、そういうことになってしまうと、地域のコミュニティの崩壊等にも繋がりますので、私たち執行部としても、この条例を制定する以上は、非常に責任があると考えております。

制定の時期につきましては、要望書を出して、それに基づきまして昨日の午後、回答をいただきました。回答をいただいたから「はい、はい、さあ条例を上程しましょう。議員の皆様方お願いします。」ということではなくて、あくまでも、回答を見る。やっぱり一定期間内容を精査する、この項目に対しては、こう県は回答してる。そういった期間を設けまして、しかるべき時期に、議員の皆様方に条例をお諮りしたいと考えております。

○議長（阿南誠蔵君）　五嶋君。

○12 番（五嶋義行君）　執行部の方の意見というのは、よく分かります。

最初、県の説明では、「条例の制定がなければ嵩上げは出来ませんよ」という話があっておりました。ところが、何回か話を聞くうちに、「まあそこまで、並行してでも何とかなりますよ」という話を、前回の全員協議会では、県の課長が言っておりました。

ただ、個別の調査があっております。そして、入念な調査がされておりますが、嵩上げをする人達は、非常に悩んでおるわけですね。どういうふうになるだろうと。はっきりした話が、それでいくらぐらい金が出るのかなと。それによって、どういうことを考えようかという、おそらく金額の提示があるのが、条例の制定がないと出来んのじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君）　総務課長。

○総務課長（髙木　洋君）　当初の河川課の説明、振興局の説明、私たちも「まず条例がないことには、宅地嵩上げ事業には着手できない」とそういうふうな説明を受けておりました。

この説明を最終確認したというのが、9 月 25 日、私もそうですけれども、建設課長も振興局に行きまして、果たしてそうなのか、同時並行はできないのか、他の市町村、そういった地域では、同時並行でやっているじゃないかと、そこまで確認を行っておりまして、その場では、確かに、「あくまでもこの条例制定が条件であって、条例制定することによって初めて 1 歩 2 歩スタートが切れます。」といった説明を受けておりました。

しかしながら、河川課長の説明の中では、並行してやっていただきたい。将来的に家を建てる方が浸水被害を被らないためにも、どうしても制定をお願いしますというようなスタンスに若干変わってきております。

実際、金額の提示等がなくても、前には進めるような状況であることは間違いありませんけれども、防災上は、どうしても必要な条例ということで、ご認識をお願いします。

○議長（阿南誠蔵君）　五嶋君。

○12 番（五嶋義行君）　宜しくお願いします。

続きまして、赤水温泉阿蘇白雲山荘についてですが、災害危険区域が、今の状況で制定されますと、阿蘇白雲山荘はすっぽりと災害危険区域に入ってしまいます。

50年前、旧阿蘇町時代に白雲山荘が出来て、阿蘇町の観光を引っ張って、地域の経済にもかなりの貢献があったと思っております。そしてまた、今現在、阿蘇の入口に「ウェルカム赤水温泉、内牧温泉」という看板も大きく出ております。そういういった中で、あれだけの敷地と建物、阿蘇市の西の玄関口という赤水にあって、あれだけの建物が廃墟となってしまうのか。

そこらへんは、阿蘇市としてどういうふうな考えでおられるのか、そのことをお尋ねいたします。

○議長（阿南誠蔵君）　経済部長。

○経済部長（渡邊孝司君）　おはようございます。

ただ今の質問に、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

白雲山荘については、今まで阿蘇市の西の玄関口にある宿泊施設ということで、昭和40年代の前半に造られたんではないかなというふうに思いますけども、テレビドラマの撮影現場になって、一時は、非常に脚光を浴びたという所でございまして、観光的には阿蘇市のランドマーク的な宿泊施設ということで、大きな役割を果たしてきたのではないかなということで、五嶋議員が言われたとおりだというふうに思っております。

しかしながら、これも言われました様に、一昨年の豪雨災害によって、建物全体に大きな被害を受けたということで、今、休止状態になっております。休業状態といった方がいいかもしれませんけれども。営業再開に向けて、今、検討されてるというふうに聞いております。

阿蘇市としては、現状、白雲山荘といった部分は、民間が持っている私有物でございますので、直接的に関与するということは不可能な施設でございますので、今の状況を見ていくというところになるかというふうに思っております。

市としては、できれば持ち主の方に改修なり、或いは建替えなりをしていただいて、営業再開に向けてしていただくのを期待しているという状況でございます。

○議長（阿南誠蔵君）　五嶋君。

○12番（五嶋義行君）　白雲山荘、平成2年と一昨年の平成24年の2回の水害に遭っておりまして、経営者とすれば、あとまた浸かるなら、これやってもどうしようもないと。また、後の買い手も、そういう状況ならば、買い手もつかないというような話をちらっと聞いております。

ですが、赤水温泉という看板を掲げている以上は、あの地区に温泉がないといかんと思いますが。

それと、あと1つ、蘇水館の覚書の問題もありますし、そこらへんはいかがお考えでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君）　経済部長。

○経済部長（渡邊孝司君）　白雲山荘イコール赤水温泉を代表する部分だというふうに思います。白雲山荘イコール赤水温泉といってもいいかもしれません。

ただ、先ほど言いました様に、白雲山荘自体の部分がまだ検討中ということで、その現状を現状としては見るしか、市としては手がないという状況でございます。仮に白雲山荘が要するに、もう営業できないという段階になれば、またその段階で考えていくということになるというふうに思っております。

○議長（阿南誠蔵君）　五嶋君。

○12 番（五嶋義行君）　温泉については、どういうふうなお考えでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君）　経済部長。

○経済部長（渡邊孝司君）　先ほど言いました様に、白雲山荘そのものが、営業を再開するかもしれないわけですね。

営業すれば、先ほど言いました様に、白雲山荘イコール赤水温泉の部分がございますので、そのままで行けるのかなというふうに思っておりますから、そのままの状況で行くというかたちになるというふうに思っております。

ただ、先ほどちょっと言われました様に、蘇水館の部分で赤水地区には温泉センターを作るというような覚書があります。そういった分も含めて、白雲山荘の今後の営業状態を見ながら、そういった部分を含めて、当然、蘇水館の部分については、広域行政事務組合の部分がございますので、行政事務組合と十分に協議しながら、また、赤水温泉の今後の部分も含めて、検討していきたいというふうに思っております。

○議長（阿南誠蔵君）　五嶋君。

○12 番（五嶋義行君）　赤水温泉、先ほど言われました、広域の問題ということですが、広域は、「あれは旧阿蘇町が約束したんだから、旧阿蘇町がしてもらわないと困る」という言い方もするんです。

旧阿蘇町がやったということであれば、阿蘇市が責任があるということですが、そこらへんはいかかですか。

○議長（阿南誠蔵君）　経済部長。

○経済部長（渡邊孝司君）　施設そのものは、当然蘇水館し尿処理場ということで広域の施設でございます。その部分の建設に際しての覚書ということで、広域が全く関係ないということではないというふうに思ってます。

覚書の中にも、3 者契約の中で広域事務組合、そして阿蘇町、そして地元の赤水区の中で 3 者で契約をされて、立会人が確か当時の本田区長さんが、立会人というかたちでなられたというふうに思っておりますので、そこは広域さんの方にも当然関わっていただきながら、検討をしていきたいというふうに思ってます。

○議長（阿南誠蔵君）　五嶋君。

○12 番（五嶋義行君）　平成 16 年 12 月に覚書が出来とる訳ですから、そのこともお忘れなく。代が変わろうとも、行政の約束はちゃんと継続するということで宜しくお願いします。

次の質問に入ります。

阿蘇市の建設計画ということで通告を出しておりますが、このことは東日本大震災を受けて、合併特例債発行可能期間が 5 年延長されたということで、阿蘇市の建設計画も変更にな

ったと思っております。

今後の特例債、今までの分も含めて、使途と残高について、また、残高をどのような考えで、今後使っていかれるのか、そのへんの考え方を教えてください。

○議長（阿南誠蔵君）　財政課長。

○財政課長（宮﨑　隆君）　おはようございます。ただ今のご質問にお答えします。

今、議員が言われましたとおり、東日本大震災の関係で、被災を受けた所は10年延長になっております。それ以外の所は5年というかたちになっております。

これが24年の6月に法の改正がございまして、それを受けまして、昨日の議会におきまして、新市建設計画の一部変更の議決をいただきました。これから、国の方に申請をいたしまして、来年の4月から5年間延長というかたちになります。

118億円のうち、平成26年度、今の予定まで含めますと約80億円予定しております。これは、27年度に繰越事業もありますので、これから若干下がりますが、80億円のうち約40億円が道路関係です。農道、市道、そういう部分も含んだ道路関係に使用しております。それと約20億円が学校関係です。学校の耐震化関係、それと統合中学校、それと、今行っております統合小学校関係、これに約20億円です。それと阿蘇医療センター、これにつきましては、建設自体に充てるというんじゃなくて、出資債というかたちになります。これが約7億円です。それと橋、橋梁とか河川、こういう関係が5億円ございます。これが主なものでございます。

それと、残高が約40億円程ございます。今後の使用目的という部分につきましては、道路関係ももちろんございますが、市民の生活、いわゆる安心・安全に必要な部分については、積極的に活用して使っていきたいというふうに考えております。

○議長（阿南誠蔵君）　五嶋君。

○12番（五嶋義行君）　次の質問にも関わりますが、阿蘇市の建設計画、全ての計画で道路の必要性というのが大きく問われております。

57号線の4車線化は、皆さんご存知のように、立野の大橋まであと1、2年、大津から全部で1､2年ぐらいでは完成すると思いますが､阿蘇市の方の計画はどのようになっておるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君）　建設課長。

○建設課長（井　八夫君）　お答えを致します。

国道57号の4車線化についてのご質問でございますが、国道57号につきましては、中九州の横断道路の整備と併せまして、合併時から国あたりに要望活動を続けてまいっております。

この中で国道57号につきましては、平成21年の12月3日に、国土交通省の九州地方整備局の事業評価監視委員会というのが開催されておりまして、この中で、そこの文章によりますと、「国道57号における渋滞問題は深刻さを増しており、中九州道路の阿蘇大津道路については、周辺地域等への整備効果の発現も十分に期待できるものではあるが、投資効果の早期発現、喫緊の課題への早期対応という観点から休止し、当面、国道57号線の4車線化を重

点的に進めることとする。」ということで方針が決定されております。

このため、中九州道路につきましては暫く休止というかたちになりまして、国道の 4 車線化を重点的に整備するということで、今、瀬田・立野間というのが進められております。残りました立野から下野の交差点までにつきましては、早期実現をしていただきたいということで、現在、国道の 57 号の整備促進期成会で要望活動を行っておるということですが、具体的な事業計画はまだ立っておりません。

それから併せまして、現在止まっております中九州の高規格道路の方ですけども、これにつきましては、先ほど申しましたように、57 号線の 4 車線化が優先するということで、今、止まっておりますけども、これが終わりましたら本格的に移行するというふうにお聞きをいたしておりますが、ご存知のように滝室坂はトンネルについて工事をやるということで決定をいたしました。設計に向けての調査が、今、行われております。大分県側においては、ほぼ竹田市まで整備が進んできておりまして、この後は熊本県側が整備を必要とするというようなかたちになっております。

現在、休止になっております阿蘇と大津の間、それから滝室坂トンネルを挟みまして東側と西側については、まだ未指定区間になっております。調査区間にもなっておりません。これを、調査区間に格上げになるように要望していくということも続けて行っております。阿蘇市管内におきましては、国道 57 号の 4 車線化の予定というのは、阿蘇市管内においては、今のところないということになります。

○議長（阿南誠蔵君）　五嶋君。

○12 番（五嶋義行君）　私が、今回のこの質問を、本当に立野から下が 4 車線化になって非常にスムーズに流れるようになったんですね。

方や、橋から上は、もう朝晩、平日でも渋滞するような状況なもんですから、これは阿蘇市は何とかせんと、色んなことをする上で、やはりハンディが大きいなと。

是非、どういう今から要望活動をしていくか、そこらへんも踏まえて、そしてまた新市建設計画の中で、目指すは国際環境観光都市とありますが、その国際環境観光都市というのを、もう少し分かりやすく説明していただけますか。

○議長（阿南誠蔵君）　建設課長

○建設課長（井　八夫君）　まず道路整備の要望ですが、現在 4 車線化を予定されておりますのは、下野の交差点ということで、南阿蘇村の範囲になります。

ここにつきましては、57 号の整備促進期成会というのを関係町村で組織しておりまして、大津町が事務局になっております。こちらで関係町村が集まって要望活動を行っていくというようなことを取っております。

それから、中九州道路につきましては、今年の 7 月に、これまで大分県の竹田市の市長さんが会長でございましたけども、先ほど申しましたように、大分側はほぼ整備が進んできておるということで、今後は熊本県側が、要望や整備についてリードしていかなくてはいけないということで、阿蘇市長の方が、今年の 7 月から両県の会長を務めることになりまして、今年の要望活動から、阿蘇市が色々な準備をいたしまして、国会あたりへ行きまして要望活

動を行っていると。それから、関係省庁にも回りまして要望活動を行っているというかたちになっています。今後もそういった体制を取りまして、関係町村と合わせまして要望活動を強めていきたいというふうに思っております。

○議長（阿南誠蔵君）　財政課長。

○財政課長（宮﨑　隆君）　新市建設計画の、いわゆるサブタイトルになっております。

大きな柱を７つ、今回の新市建設計画の中では合併時に策定しております。それを、このまま今後も踏襲するというかたちです。

そいう中で、やはり世界遺産を目指している、世界農業遺産の認定を受けた、阿蘇ジオパークの世界認定を受けたということもございまして、まず国際化、グローバル化を図るというかたちを今後も推進していくという部分です。

そういう中で、やはり草原保持、もちろん特区もあります。そういう中で大自然を守るためには、環境保全が重要視されるという部分もございます。そういう共生する中で、国際化も踏まえて観光客、もちろん阿蘇は、観光と農業の町でございますので、そういうところを、いかに共生しながら阿蘇市の発展をしていくかというかたちが大きな柱というふうになっておりますので、その１つ１つの柱の詳細は、議員もご承知のとおり、今回の新市建設計画の中に詳しく盛り込んでおりますので、宜しくお願いします。

○議長（阿南誠蔵君）　五嶋君。

○12 番（五嶋義行君）　はい、とにかく道路が一番。

道路を何とか、やはり大津、菊陽並みになるように、今度、市長がそういう期成会の会長ということになられて、最後に市長の道路に対する思いを、一つ宜しくお願いします。

○議長（阿南誠蔵君）　市長。

○市長（佐藤義興君）　ちょうど、2 年前の災害の時もそうでありましたし、且つ豪雨災害の時もそうでありました。

いざ、人が動こうとし、また救助・救命をしよう、或いは支援物資を送っていこう、そういうことがある時は、やっぱりどうしても道路の整備をきちっとしておかなければいけない。

それも、57 号線の場合が大動脈で、1 本ということになっております。そうではなくて、ここでも何かが生じた時は、違うちゃんとしたルートがあって、そこから至急その災害地とか、或いは必要に応じたことについて駆け付ける、そういうものがどうしても必要であると。

ヘリコプターでもはっきり出ましたけれども、災害時においてヘリコプターが飛ぼうとしたけれども、この阿蘇の場合は、天候不順によって飛ばなかった。或いは、この前の火山の防災訓練の時も、ヘリコプターが 4 機飛ぶ予定でありましたけれども、そのうちの 2 機、3 機が、結果的には火山灰の降ってる中での救助訓練、それで着陸しようと思っても、逆に火山灰を撒いて、そして大変な状態になる。だから、やっぱりヘリコプターの使用は中止しようということになりましたし、道路がこれからにおいても、一番大事なことだと思っておりますから、その辺の充実化を図っていくことが一番であると思い、これからも取り組んでまいりたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君）　五嶋君。

○12 番（五嶋義行君）　ぜひ、市長を中心に、トップで、阿蘇市の道路が良くなりますように頑張ってください。

少し時間はありますが、これで、私の一般質問を終わります。

○議長（阿南誠蔵君）　12 番、五嶋義行君の一般質問が終わりました。

続きまして、4 番の市原正君の一般質問を許します。

傍聴者の方にお願いがございます。

先ほどから、何回か携帯電話の音が鳴っております。電源を切るかマナーモードにお切り替えをお願い致します。

市原正君。

○４番（市原　正君）　4 番議員、市原正でございます。

今期の一般質問、3 つの点についての通告をいたしております。

順番にお願いをしたいと思いますが、まず防犯灯についてであります。

この問題につきましては、以前、同僚議員の方からも一般質問されておりまして、その際の回答等も記憶しているところでございますが、現在、その回答に変更はないのか。また防犯灯については、設置は各行政区でやると。その後の経費については、市の方で見るといったことがよく言われておりますが、その点については間違いないのか。

そういった点について、まず伺いたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君）　総務課長。

○総務課長（髙木　洋君）　防犯灯関係について、お答えをさせていただきたいと思います。

防犯灯関係につきましては、合併前、旧 3 町村の中で取り扱いは様々でありました。平成 17 年の合併時に、調整を行いまして、まず設置、それと修理、ほや替えや維持管理、それにつきましては、全て行政区の方でやっていただく。

ただし、電気料は、行政の方で面倒を見るということで、合併 10 年続けてきましたので、これからもこの方針で参りたいというふうに考えております。

○議長（阿南誠蔵君）　市原君。

○４番（市原　正君）　この問題については、後で教育課の方にも伺いたいと思っておりますが、やはり防犯灯ということの必要性が、私も、数戸の地区を回りました時に、地区内でなくて、その地区を繋ぐ道路に欲しいというような話が出ております。

そういった中で、やはり平成 17 年の申し合わせ、それは分かりますが、合併から 10 年を経過しました。その際の見直し等については、総務課の方は何らないのでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君）　総務課長。

○総務課長（髙木　洋君）　まず、防犯灯の定義といたしましては、暗がりがあるために防犯上、非常に支障をきたす、人通りがあって危ない、そういったとこについて、市としては防犯灯として電気料を支払っています。

ただ今、ご意見をいただきました、区と区の間ということでありますけども、これにつきましては、両区の方で話し合いを進めていただいて、例えば折半してお支払いをいただく、

そういった対応を、今後も取ってまいりたいと考えます。

○議長（阿南誠蔵君）　市原君。

○４番（市原　正君）　それでは、設置についてはやはり区と区の間ということであれば、両方の区がきちっと話し合いをして、区長さんの方、或いは集落内で話し合いをされて、そして折半するとかそういった方法を取れということでようございますか。

○議長（阿南誠蔵君）　総務課長。

○総務課長（髙木　洋君）　ただ今、議員がおっしゃったとおり、そういった方針でお願いしたいというふうに考えております。

どうしても、地域の安全は地域で守っていただく、行政が何から何までやるというのはある程度限界があります。電気料につきましても、現在 1,470 万円を超しております。一晩あたり、防犯灯の電気料として 4 万円払っているような計算になりますので、そのへん地域の方にご迷惑をかけますけども、やっぱり地域の安全というのは、まずは地域の方々で話し合いをしていただいて、そこで成し遂げていただきたいと考えております。

○議長（阿南誠蔵君）　市原君。

○４番（市原　正君）　その点については、私なりに、私の方に要望があった地区については、そういう回答を今後したいと思っておりますが、それに関連して、やはり防犯灯の果たす役割ということで、通学路における防犯灯、そういったものについては、教育課の方はどのようにお考えなのか。

今、小学校の統合が進んでおりますが、通学路の変更等があるのか、そういったことも含めて伺いたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君）　教育課長。

○教育課長（日田勝也君）　失礼します。

教育課管理の防犯灯について、ご説明をさせていただきたいと思います。

教育課としましては、町村合併前に通学路用として設置された、一の宮中校区 8 路線がございます。

こちらにつきましては現在教育委員会の方で管理しておりますが、町村合併後の新規は作っておりません。これは、先ほど総務課長からもお話がありましたとおり、町村合併時に区長会との会議で、防犯灯については各行政区の方で危険箇所を把握して、防犯灯は行政区で設置していただいて、市の方で電気料を支払うということになっており、町村合併後は設置をしていません。

基本的に学校教育におきましては、部活動につきましても、暗くなる前に帰宅できるように考慮して、終了時間を取決めされております。

また、各種大会前に、部活の練習時間をどうしても延長したいという場合は、保護者が送迎をするという約束に基づいて、校長が許可をできるということになっております。ですから、基本的には暗くなった時に帰るという状態があれば、それは、現状、約束が守られてないということですので、各学校長の方に、再度、その保護者送迎についての徹底を指導していきたいと思っております。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君）　市原君。

○４番（市原　正君）　今、基本的に暗くなる前に下校ということで、学校の方には指示は出されてるということでありますが、現状見るとき、やはり暗くなって帰ってる、そういう子どももおります。

今後、やはり統合して、小学校からバスが動く所はいいんですけども、徒歩での通学ということになった時、中学生以下、小学生という部分で、このままでいいのかという状況について、課長の方はどうお考えでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君）　教育課長。

○教育課長（日田勝也君）　確かに、議員ご指摘のとおり、一部守られていない保護者の方もいらっしゃるかと思います。

中学校の校区ごとにも、それぞれ対応が異なるところがあるんですけども、例えばスクールバスを持っている学校については、スクールバスが最終の時間になりますので、当然、その時間帯ですべてが終了するわけですけども、スクールバスを運行していない学校につきましては、どうしても保護者が送迎するということで同意書を取って、練習の時間を延長をしますけども、一部そういう下校の際に迎えに来てなくて遅く帰ってる状況があるんではないかと思っております。

その点については、こちらの方からまた再度、各校長先生方に指導を徹底してきたいと思っております。

それから統合後につきまして、通学路、今、一の宮中校区の統合小学校につきまして、通学部会ということで、通学路、それから徒歩のコース、或いはスクールバスの検討を、それぞれ地域の方々、保護者の方々、学校関係者も入って検討を進めております。まだ、その結論は出ておりませんけれども、近年、不審者の情報も時に入ってきております。非常に、そのへんについては危惧をしておりますので、充分、ご指摘につきましては、また通学部会の方でも十分に審議をさせていただいて、安心・安全な通学路につきまして、協議を重ねていきたいと思っております。

○議長（阿南誠蔵君）　市原君。

○４番（市原　正君）　教育課長の方から、答弁をいただきました。

統合委員会等で、さらにこの問題については児童、或いは生徒の安全のために、努力を求めておきます。

それでは続きまして、阿蘇中岳の噴火についてでありますが、一昨日も坂梨方面、或いは波野、非常に火山灰が降りまして、大変な被害に遭っております。そういう中で、風評被害によってホテル、旅館のキャンセルが相次いでいるというような状況も、新聞報道等で聞いておりますが、このあたりについて、市の方でどういった把握が出来ているのか。

それと、農政問題についても、そういった被害が、実際にどの程度出ているのか。今の状況でですね。

そういったことについて、答弁を求めます。

○議長（阿南誠蔵君）　観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君）　失礼します。

それでは、噴火につきまして、観光課からご説明いたします。

ただ今のところ、宿泊施設の方で修学旅行が１件キャンセルと、海外団体がややキャンセルが見られております。それと何度か行きましたが、山上周辺の店舗でも、確実に減少が出てると思います。これにつきましては、今、実際的に安全という宣言は出来ませんので、規制をやっておるわけですが、これまでやった中で、博多の方で阿蘇温泉郷のキャンペーン、そのキャンペーンに合わせまして、阿蘇山周辺観光のチラシ等を配布しております。どこまで行けるとか。以前でしたら１ｋｍ以内は行けませんけど、それ以外は普通に行けますということで。

それと、今月は14日、一昨日ぐらいから18日まで、熊本風呂モーション観光キャンペーンというのを県と一緒にやっておりますので、それに職員を派遣して、観光情報を、安心・安全でできる観光の情報を流しております。

今後の対策としましては、県と県の観光連盟、旅館組合、温泉組合と、また合同したキャンペーンの風評被害の鎮静を目指した活動をやっていこうということでございます。

○議長（阿南誠蔵君）　市原君。

○４番（市原　正君）　今、キャンセルがあるということ、また山上の業者さん達も被害を受けておられるということをつぶさにに聞きました。

そして、観光まちづくり課としても、キャンペーンに参加をしているということで、さらにこういった状況について進めていただきたい、対策を練っていただきたいというふうに求めておきたいと思います。

私が、宮地のある旅館で聞きましたところ、全国予約をされてるお客様から、すぐ近くまで噴石が飛んできてるんじゃないかとか、大丈夫なのかとか、そういった電話があっているそうです。ですから、やはり全国放送でこういった状況が流れますと、そういった非常に勘違いをされるお客様がいらっしゃるわけですから、その点について観光課の方として、やはり「1ｋｍ規制ということは、こういうことだよ」ということを、さらにキャンペーンをお願いしておきたいと思います。

農政課長の方に、現在の状況等について伺いたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君）　農政課長。

○農政課長（本山英二君）　それでは、降灰の農業関係の被害についてご報告をいたします。

先般、25日の噴火以来、当初は波野地域の方に非常に降ったということで調査をいたしました。今現在、阿蘇地域の作物というのが、ほぼ収穫が終わりまして、波野について一部キャベツ、白菜等があるということで、その作物については、一部降灰の影響が見られたということで、これにつきましては、農家の方々が１つ１つ洗浄をして出荷をするということで、やはり洗浄に時間を費やすもんですから、量が減ってしまうということと、膨大な労働力がいるということで、非常に困っておられることは十分承知をしております。

それから、草原の放牧関係につきましても、放牧の時期が終わるということで、下山して

おりますが、一部の場合には、こういうことで下山をする場合もあるということで、特にこれまで特段な被害ということはあっておりませんが、一部、そうした苦労される方が多いということで、把握はしております。

○議長（阿南誠蔵君）　市原君。

○４番（市原　正君）　今、農閑期に入って来てそういった状況ということで、課長の方から答弁をもらいましたが、いつまで続くのか、これは全く予測がつかないわけです。聞くところによると、長期化というような話も聞いておりますので、先ほど五嶋議員の質問の中にもありましたが、来年に向けての作付等の変更等も、今後考えられるのではないかと思いますので、農政課としても今後の対策を十分にとっていただくように要望しておきます。

ありがとうございました。

それでは、最後の質問になりますが、県道内牧坂梨線の工事についてであります。

地元での期成会等、いろいろできて進んでいるというふうに聞いておりますが、現在の進捗状況等についての説明を求めます。

○議長（阿南誠蔵君）　建設課長。

○建設課長（井　八夫君）　それでは、お尋ねの県道内牧坂梨線でございますが、旧一の宮の古城地区という所の整備ということになります。

大体、西の方から少しずつ整備が始まっておりまして、残りました区間が大きく３つに区分されて進められております。手野工区、三野工区、北坂梨工区という３つに分かれておりまして、そのうち手野がまた２つに分かれております。それと三野が２つに分かれております。北坂梨は１つということで、細かく割りますと、５つぐらいの工区に分かれております。

そのうち、手野工区につきましては、大体、全線の測量が終了したということでお聞きをしておりまして、地元へのルート説明が、今行われておるということでございます。それが古城の６区という所になります。それから残りました５の２区、５の１区という所も、大体ルートが決まりまして、境界立ち合いが、来年明けてぐらいから始まるということでお聞きをいたしております。

それから、県道別府一の宮線を挟みまして、さらに東に行った所が三野工区になりまして、これがまた２つに分かれまして、古城の４区という所と、それから先の４区、３の２区、３の１区という所になります。こちらは、４区の所につきましては、ルート説明等も終わりまして、今年の12月、もう一部工事に着手をいたしております。

さらに東の方になりますが、三野の２工区につきましては、ルートも決定しまして、境界立ち合いを実施するということになっております。最終決定は、来年の３月くらいの見込みということをお聞きしております。

最後に、北坂梨工区でございますが、今年中くらいにはルートが決定するという予定でお聞きしております。何度も、県の方が現地に入られまして、説明会等をされまして、地域の皆様のご了解を得るように努力をされていただいてるところでございます。

全線の終了予定ですけども、29年度を目指すということでお聞きをいたしております。

○議長（阿南誠蔵君）　市原君。

○４番（市原　正君）　建設課長の方から、詳しく、今説明をいただきましたが、確実に進んでるということで、非常に地元として安心をしております。

また、完成までの県の考え方ということで入れておきましたが、先に29年の完成を目指すということで答弁をいただきましたので、県の考え方としても、そういう方向で進むということで、考え方を、今、課長の方からもらいましたので、非常に安心をしております。

今後も、地元と、また県だけでなくて、市も勿論入っておりますので、充分に連携を取りながら、29年の完成を目指していただきたいというふうに強く要望して、私の本日の一般質問を終わります。

以上です。

ありがとうございました。

○議長（阿南誠蔵君）　4番、市原正君の一般質問が終わりました。

お諮り致します。

暫時休憩を致したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君）　それでは10分間程度、暫時休憩を致します。

午前10時52分　休憩

午前11時02分　再開

○議長（阿南誠蔵君）　休憩以前に引き続き、会議を開きます。

2番議員、園田浩文君の一般質問を許します。

園田君。

○２番（園田浩文君）　おはようございます。

2番議員、園田浩文でございます。

今回は、一般質問の通告書の方にも通告しておりますが、阿蘇環境共生基金とふるさと納税について一般質問をさせていただきます。

まず最初に、環境共生基金と、及びふるさと納税というふうに明記しておりますが、これは、国の制度的には全く同じものということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君）　住環境課長。

○住環境課長（阿部節生君）　おはようございます。

ただ今のご質問にお答え致します。

阿蘇市では、阿蘇の自然環境を維持保全し、後世に引き継ぐことを目的に、皆様からのご支援を寄付として受けております。それを財源といたしまして、阿蘇環境共生基金を設立いたしております。

この制度は、国のふるさと納税制度に則った制度でございまして、他の自治体においてはいろいろ使用目的を定めてふるさと納税として受付をされておりますが、私共の方では、ふるさと納税イコール阿蘇環境共生基金として、現在、ご寄付を受けているところでございま

す。

○議長（阿南誠蔵君）　園田君。

○２番（園田浩文君）　この制度は、平成 20 年から始まっている訳ですけれども、全国の統計を見てみますと、平成 20 年度が 73 億円、23 年度が震災後になってますけれども 649 億円、24 年度には 130 億円といった具合に、震災後はやはり東北の方の自治体の方に何らかの支援というところで、ふるさと納税をされている方が大変多くなって、金額の方も 649 億円というふうな金額になっております。

阿蘇市の方は、平成 20 年度からの全体の金額というのは、大体いくら位になっていますか。

○議長（阿南誠蔵君）　住環境課長。

○住環境課長（阿部節生君）　阿蘇市の場合は、平成 20 年度からの以前、19 年度から先行して阿蘇環境共生基金というのを創っておりまして、19 年度から 25 年度までの数字を、年度ごとに述べていいかと思います。

まず、平成 19 年度が 355 件で 714 万円でございます。平成 20 年度からふるさと納税制度が始まりましたので、それを環境共生基金に充てるということで、若干の制度変更をいたしておりますが、この年は若干少なくなって 217 件の 360 万 5,000 円でございます。21 年度が 209 件の 449 万 5,000 円です。22 年度が 225 件の 778 万円ちょうどです。23 年度が 211 件の 764 万 5,000 円ということになっております。24 年度が 205 件の 449 万 1,357 円、25 年度が 310 件の 642 万 3,017 円というふうになっております。

24 年度が減っておりますのは、災害がありました関係で、義援金関係あたりに回していただいた関係で、この年だけかなり落ち込んだのかなというふうに分析しているところです。

合計の 1,732 件の 4,157 万 9,374 円というふうになっております。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君）　園田君。

○２番（園田浩文君）　寄付の方には、個人と企業の方で分けてあると思うんですけども、大体の割合は分かりますでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君）　住環境課長。

○住環境課長（阿部節生君）　すみません、本当に大体になりますけど、うちの場合、企業が非常に多くて、個人は約 1 割から 2 割位じゃないかというふうに思っております。

○議長（阿南誠蔵君）　園田君。

○２番（園田浩文君）　ホームページあたりの掲載を見てみますと、個人では最高の方が 16 万円、企業では 43 万円といった寄付になっているようですけども、この寄付には限度額というのは何か設定されていますか。

○議長（阿南誠蔵君）　住環境課長。

○住環境課長（阿部節生君）　あくまでも寄付でございますので、寄付に対しての限度額というのはございません。

但し、ふるさと納税制度で個人に対しての寄付につきましては、税法上の特典があるとい

うことで、その寄付の控除についての限度額は定められているようなかたちです。

○議長（阿南誠蔵君）　園田君。

○２番（園田浩文君）　税務課長の方に通告はしていませんので、これはちょっと内容をまた調べてからでも。

分かりますか、お願いします。

○議長（阿南誠蔵君）　住環境課長。

○住環境課長（阿部節生君）　簡単でよければ、ちょっと調べてきましたので、ふるさと納税制度に対します寄付の控除という部分に関しましては、ちょっと読み上げさせていただきます。

「地方公共団体に対して 2,000 円を超える寄付をした場合、その 2,000 円を超える部分が、その年分の所得税と翌年度分の個人住民税から寄付金控除されます」ということですね。「但し、寄付金控除の対象となる寄付の金額は、総所得金額の 30%に相当する額が限度となります。」ということで、あと「住民税の所得割額の 10%に相当する額も限度となる」ということで、あくまでも寄付者の総所得金額や所得控除金額、寄付する金額によっては 2,000 円以上の自己負担となる場合がありますので、あくまでもこれ私どもが発行する寄付を証する書面を添付して、住所所在地で確定申告をする必要がありますので、そちらの所管税務の方に問合せいただかないと、ちょっと詳しい部分ではこちらでは述べられないと思います。

○議長（阿南誠蔵君）　園田君。

○２番（園田浩文君）　今、課長がペラペラっと言われても、私の頭にはぱっぱとはなかなか入りにくいですので、また税務課、また課長の方に、詳しいことはお聞きしたいと思っております。

それでは、その基金の運用に関して少しお尋ねをしたいと思います。

目的が、阿蘇の自然環境の維持と保全を後世に引き継ぐために設立された共生基金でございます。20 年度から、いろんな事業をされていると思いますが、大まかで結構です、大きい事業あたりがあったら少し教えていただきたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君）　住環境課長。

○住環境課長（阿部節生君）　この基金の運用につきましては、基金運用委員会において決定して行っております。

大きな方向性としまして、1、阿蘇の将来を担っていく子どもたちを中心にした環境教育事業。2、阿蘇に自生する希少野生動植物の保護活動事業。3、景観環境整備事業等を行っております。

子どもたちの事業につきましては、草原学習や野焼き体験等を行ったり、毎年、杵島岳で自然観察会等を行っております。あと希少野生動植物の保護につきましては、国立青少年交流の家の野草園への植物の播種管理や、各小学校への定植事業等を行っているところです。あと景観環境整備事業等につきましては、平成 21 年から 23 年にかけまして、阿蘇山上の景観向上という意味で、草千里展望所一帯の杉林を伐採しまして、これ非常に好評を得ているところです。

本年度は、引き続きまた景観向上を図るための山上や外輪山等の調査、検討を行う共に、草原再生に取り組む団体や地域等への支援を行っていくところにしております。

○議長（阿南誠蔵君）　園田君。

○２番（園田浩文君）　今、この基金の運用については、運用委員会ですかね、そういう委員会が設置されているようですけども、人数とメンバーあたりが差し支えなかったらお願いします。

○議長（阿南誠蔵君）　住環境課長。

○住環境課長（阿部節生君）　設置規則の方で、15 名以内で構成するというふうにしておりますが、現在 10 名の方に委員をお願いしております。

代表としまして、火山博物館の館長さんに代表していただきまして、あとは阿蘇の自然を愛護する会、環境省、阿蘇自然環境事務所、国立阿蘇青少年交流の家、ＮＰＯ法人阿蘇花の協会、阿蘇市教育委員会、それと阿蘇グリーンストックですね、それと県の振興局農林部長さん、それと阿蘇市の方から宮川副市長と伊藤土木部長の方に入っていただいており、以上 10 名でございます。

○議長（阿南誠蔵君）　園田君。

○２番（園田浩文君）　これ、設立でずっと募金が入ってきてますけども、大体、年度年度で大体いくらずつ位の金額的に運用されていってますか。

○議長（阿南誠蔵君）　住環境課長。

○住環境課長（阿部節生君）　先ほど申しました、草千里関係の事業を行った 22 年から 24 年につきましては、一番多い年では 23 年度に 432 万 7,000 円を使用しております。

昨年度、ちょっと事業が切れました関係で、平成 25 年度が 135 万 7,393 円ということで一番最小でございまして、なかなか年度の事業によってばらつきがありますが、5 年間の合計で 1,448 万 3,684 円を、現在 5 年間で使用させていただいているところでございます。

○議長（阿南誠蔵君）　園田君。

○２番（園田浩文君）　私達の地域も、50 年ぶりの野焼き再開というところで、市長をはじめ阿蘇市の方にはいろんなご理解ご協力をいただいてやっておりますけども、その使った効果と言いますか、そういうのか何か検証が出ておりますでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君）　住環境課長。

○住環境課長（阿部節生君）　まだ、この基金を使いまして、今年度初めてこの草原支援という意味合いでちょっとお手伝いをさせていただいたところです。

私共の基金の方では、まだちょっとその効果の方までは検証いたしておりません。なぜかと言いますと、単年であまり結果が出るような話ではなくて、何年かやっぱりかかっていきながら、草原再生が進んでいくのかなというふうに思っております。

現在、農政の方でも検討しているんですけれども、草千里の野焼き再開の話等も、南阿蘇村、熊本県あたりと協議をされているというようなことで、少しずつ、そういう地域を巻き込んだ草原再生の動きが、西湯浦地区だけではなく、他の地区あたりも含めて、そういう動きが出てくれば、効果が出てくるのかなと思うのですが、なかなか自治体でやるというのは

難しいと思います。草原再生の動きにそういう部分で、少しでもお手伝いができればというふうに思っておるところで、ちょっと効果については今後検証していきたいと思いますので、この程度ですみません。

○議長（阿南誠蔵君）　園田君。

○２番（園田浩文君）　他の自治体で、ふるさと納税の方の使い道等を少し検索してみますと、他の自治体では福祉、子育て、文化振興、スポーツ振興、それと私もいつも言ってる婚活支援等に、このふるさと納税を充てているところもあると思います。

今後、交付税あたりも少しずつ減額になっていくということで、この使途について何か検討をされるようなことはありますか。

○議長（阿南誠蔵君）　住環境課長。

○住環境課長（阿部節生君）　議員が言われましたように、ふるさと納税制度につきましては、各自治体が各々の地域振興でありますとか、ふるさと振興に充てるというようなことで、いろんな事業に使われているところがございます。

但し、さっき冒頭に申しましたけれども、阿蘇の場合につきましては、阿蘇の自然環境を維持保全し後世に引き継ぐというようなことで、環境に特化したかたちで目的を定めまして、はっきりホームページ等でも出しておりますが、阿蘇環境共生基金として活用させていただくということを謳っております。

あまり他の自治体では、いろいろ候補が書いてありまして、テーマが絞り込めないところが多いんですけど、うちははっきりそれを書いておりますので、逆にその部分に特化して寄付をいただいておりますので、なるべくそれに特化した事業にやっていきたいというふうには思っているところです。

○議長（阿南誠蔵君）　園田君。

○２番（園田浩文君）　分かりました。

千年以上も続いている草原に使うということで、今のところは他に使うという検討はされていないというところで、今の話は分かりました。

続きまして、このふるさと納税に関して感謝の品とかお礼の品というところで、最近は各テレビ局も、こういう特典について少し特集でもやっているようでございます。国の方も、この特典については少し過熱化して少しなんか制限をかけんといかんのではないかなというような報道もされております。特産品として果物とか地酒、お肉、旅行の宿泊券でありますとか、例えば京都の宮津市あたりでは、企業 1,000 万円の寄附に対して、天橋立が一望できる宅地の提供あたりも議会で議決されているようでございます。

熊本県内の方も見てみますと、県内 14 市の内の 10 市の自治体が、何らかの形で感謝の品として特典を付けているようでございます。

現在、阿蘇市ではお礼状、あとは確定申告に使う受領書の送付あたりはされているようですけども、こういった特産品などの感謝の品といったかたちがやられてないようですけども、担当課の方ではどういったお考えでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君）　住環境課長。

○住環境課長（阿部節生君）　ただ今の件でございますが、現在、阿蘇市につきましては、10 万円以上の高額寄付者に対して一応感謝の品物を持参しております。

あと個人の寄付者に対しましては、この金額に関わりませず広報あそを 1 年間送付するということで、お礼に替えさせていただいてるところです。

○議長（阿南誠蔵君）　園田君。

○２番（園田浩文君）　大体どこの自治体も、3 割位をこの感謝の品に充てているようでございますが、この 10 万円以上の時の特典というのは、内容はどういったものを持参なされていますか。

○議長（阿南誠蔵君）　住環境課長。

○住環境課長（阿部節生君）　一応、約 3 万円以上するような写真パネルを初回の方にはお送りしております。

2 回以上になりましてからは、阿蘇あか牛の詰め合わせセットをお送りいたしているところです。

○議長（阿南誠蔵君）　園田君。

○２番（園田浩文君）　阿蘇にも大変いい特産品があります。

あか牛を始め、トマト、イチゴ、おいしいお米といろんな特産品がございます。今のところ 10 万円以上ということですけども、もう少し金額を下げたところではお考えいかがですか。

○議長（阿南誠蔵君）　住環境課長。

○住環境課長（阿部節生君）　先ほど議員が言われましたように、各地でふるさと納税の返礼は、非常に色々な品物がございます。

私共へも、感謝の品に対してのお問い合わせも数件寄せられているところでございます。

ただ、先ほど議員に言いましたように、うちの場合は環境共生基金ということで、阿蘇の自然環境を維持保全し、後世に引き継ぐという趣旨を表に出しておりまして、それに賛同していただける方の寄付を募っているという部分もございますので、先ほど言いました阿蘇のあか牛というのも、当然草原再生という部分に繋がればいうようなことで、それを選定させていただいているところです。

そういう部分で寄付を募っておりますので、他所みたいに全てにお返しがあるとか、あまり金額を下げるというのは、どうしてもうちも基金運用で事業をやっている関係上、その事業をやるのに支障が出るという部分も考えられますので、今のところ基金設立当初からやっておりますこの方式で、もう暫くはちょっと様子を見させていただこうかなというふうには思っています。

○議長（阿南誠蔵君）　園田君。

○２番（園田浩文君）　特典を目当てに寄付をするといったのがどういった気持ちでされているのか分かりませんけども、どっちにしろ寄付は大変ありがたいものでございますので、効果のある所にびしゃっと使っていただきたいなというふうに思います。

これで私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（阿南誠蔵君）　パネルを下げてください。

お諮りいたします。

昼前が、後 41 分を切っております。

次の 6 番議員の一般質問に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君）　では、続行致します。

資料の配布がございますので、暫くお待ちください。

〔資料配布中〕

○議長（阿南誠蔵君）　資料の配布が終わりましたので、6 番、森元秀一君の一般質問を許します。

森元君。

○６番（森元秀一君）　お疲れ様です。

6 番議員、公明党、森元秀一です。

早いもので、議員として 4 年目の年の瀬を迎えることになりました。

今回で私の質問も 16 回目となりました。

通告に従いまして、阿蘇の観光についてと教育問題についてを質問させていただきます。

ご答弁の程、宜しくお願い致します。

市長の長い熱い思いで、阿蘇ジオパークが世界認定されました。本当におめでとうございます。世界農業遺産と併せて、世界の冠が 2 つでございます。これからが、観光、農業のマーケティングが問われることになるでしょう。

円高の是正に加え、自公政権によるビザの発給要件の緩和等の、訪日観光促進の取り組みが後押しとなり、外国人観光客が増えています。政府観光局の推計によれば、2014 年 10 月には訪日外国人観光客は 127 万 2,000 人となり、前年同月日で 37%も増えました。今年 1 月から 10 月までの、外国人旅行客も約 1,101 万人に上がり、過去最高となりました。最終的には、年間 1,300 万人程度になると見込まれています。

外国人旅行者の増加は、大きな経済効果を生みます。本年 7 月から 9 月期の訪日外国人の旅行消費額は、5,505 億円にのぼり、前年同月比で 41.2%増加。1 四半期で 5,000 億を超えたのは、10 年 4 月の調査以来初めてです。宿泊、飲食、買い物等、邦人外国人が国内で消費する金額から、日本人が海外で支払う金額を差し引いた旅行収支も、今年 4 月に約 44 年ぶりに黒字に転じました。観光立国としての成果が着実に見えてきました。

阿蘇市も、「豊かな自然と笑顔あふれる環境観光都市を目指して」が見えてきたと思います。阿蘇ジオパーク世界認定、世界農業遺産の目指す先は世界文化遺産、そう遠くはないと思います。

阿蘇市建設計画に、「食と農と環境をテーマに魅力あるまちづくり」とあります。せっかくの 2 つの大きな冠が付きました。阿蘇市まちづくりのマーケティングが問われることだと思います。マーケティングとは、人の心を動かす価値を提供すること。月並みですが、その人に何をすれば喜ばれるのかを考えて実現することが、マーケティングではないかと思うので

す。「マーケティング」イコール「おもてなし」だと思います。心づくしの手料理に、あの人が感動してくれた、あの人の言葉に強く勇気づけられた、そういったことではないでしょうか。

総合産業都市の振興をお尋ねいたします。

市の建設計画の観光振興においては、「観光地域経済を牽引する基幹産業と位置づけ、地域の農林畜産及び商工業の連携を深めることで、新たな総合産業としての育成に努めます」とあります。「世界農業遺産認定を活用した、地域の農産物を活かした食の開発と商工業の連携を図り、付加価値を付けた特産品の開発を進め、消費者ニーズに対応する特産品開発を推進します。観光サービス業と商業の連携による、おもてなしの向上を図り、観光地として魅力あるサービス提供に努めます」とあります。

そこでお尋ねしますが、市の観光のマーケティングの具体策。あと、観光と農業の融合について、答弁をお願いします。

○議長（阿南誠蔵君）　観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君）　観光まちづくり課の吉良でございます。

それでは、観光マーケティングの具体策ということで、お答えさせていただきます。

ご存知のとおり、世界ジオパーク、世界農業遺産、さらには2020年の東京オリンピックに向けて、滞在型観光を促進する中で、外国人を含めた観光客に対してソフト面を充実させる必要があると考えております。

観光協会と、内牧の温泉街を中心とした、宿泊施設並びに商店街の連携を、「ふらっと内牧」というかたちで始めております。これにつきましては、多言語化のホームページ等の作成で飲食店の店内写真や動画、それをスマートフォンで見れるようになっております。そういうかたちで、海外のお客様、これは当然日本語のページもございますので、具体的に宿泊していただいて滞在していただけるようなかたちを、現在、進めているというか、実際、一部稼働しているところでございます。

○議長（阿南誠蔵君）　森元君。

○６番（森元秀一君）　今、私の方で、今後の市の具体策ですね、どういったかたちで、いろんなかたちで魅力ある観光資源の開発とか、シャトルバスとか観光ルートの整備とか、オフシーズン対策とかいろいろあると思うんですね。そういった中で、しっかりした市のマーケティングはどうだというようなことを尋ねているんですが。

○議長（阿南誠蔵君）　観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君）　失礼いたしました。

マーケティングですから、当然、対象を決めるということで、今、旅館組合さんもやられてますけど、健康・環境・観光ということで、具体的に言いますと、世界ジオパーク等を利用した、今、ガイドさんが非常に充実しておりますので、そういうかたちで長く滞在していただける、要するに、阿蘇に来る目的を作るようなかたちで滞在していただく、そのためには、行政だけではできませんので、ジオパークのガイドさん等々で、当然温泉等もございまして、県内の他の地域に比べても、観光資源になるものは大変たくさんございます。ただ残

念ながら、私共の力不足もありまして、それが上手く活かせてないので、取りました農業遺産、ジオパーク等を活かしたかたちで、今度、内牧の方にエコーツーリズムセンターもできます、そういうところでツーリズムの拠点化をして、滞在に繋げていきたいと考えております。

○議長（阿南誠蔵君）　森元君。

○６番（森元秀一君）　市政報告の中で、経済部長もおっしゃられてた、2 つのブランドを取ったからと言って観光客は増えないと。

だから、やはりそういった受け皿づくりが必要だっていうふうなことがあるんですね。その市の中で、今言われたことは全体的なかたちでちょっと述べられたんですが、だからどういうふうな具体策、でまた民間のいろいろ若い経営者と、どういうふうなかたちで策を練っていくかていうふうな。

実質的には、10 年経って、観光客、宿泊客を増やしていく策を、行政としてどういうふうなかたちでやっていかれるのか、伺いたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君）　観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君）　行政といたしましては、旅館組合さん等がメインになる、ただこれまでの観光は、単純にいち観光業者としての施策でございましたんで、当然、先生がおっしゃっておりますマーケティングにしても、これは実際、地元は持ってなくて旅行会社が持ってたものと思っております。ですから、地元の方では農業振興なり工業振興そのものが地域振興で捉えておりましたが、今の形態からいきますと、観光が地域振興策というかたちになりますので、これも市単独でなくて、全体的な意識を持ってしないと、地域全体で受け止めないと、先ほど言いましたおもてなしも、単純に農業の方でしたら、別にお客さんが来ても来なくても所得収入は変わりませんので、そういうのも、もう一度作り上げていかないと「おもてなし」にも繋がっていけないと思いますので、今後、観光業者及び商工業者の連携を深めて、その中だちをするのが行政と思っておりますので、あとは阿蘇の場合は、その資源を繋ぎ合わせていけば良いと思っております。

○議長（阿南誠蔵君）　森元君。

○６番（森元秀一君）　だから、マーケティングの捉え方が違うと思うんですね。

いうように人の心を動かす価値を提供するっていうふうなことで、観光業者っていうかたちは、その 1 つの阿蘇市や観光の色んな対策を練って、やはり前にも言いましたとおり、色々地元でやってる、青年がやってるっていうふうなかたちで、まちづくり一の宮でやってましたね、阿蘇神社から、水基めぐりですか。ああいうふうな所は、全部、点なんですよね。だから、そこをやはり線にして、前にも言ったんですが、市や行政が、そういったしっかりと線にして、今度、トータル阿蘇市の中でメインにして、県に売るとかというふうな、そういった施策が必要だと思うんですよね。だからいうように、人の心を動かす価値を提供する施策かなんかあるんですかね、観光としての。

○議長（阿南誠蔵君）　観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君）　行政単独でいいますと、今、進めてる「然」とかが、

それにあたるんではないかと思っております。

人にスポットを当てたところで、物だけではなく、サービス、物、特に物については、皆さんストーリーを持ったものがございまして、実際、今、「然」のブックをお求めになって「然」の店舗めぐりとかやられてますので、そういう個々の力を終結したかたちで、行政でやるとしたら、今後、さらに「然」を進めていって、これ当然すべての業種が入ってまいりますので、それをオール阿蘇として情報発信なり、商品なりを作っていただいて、それで滞在型観光、又は情報発信のキーとして使っていきたいと思っております。

○議長（阿南誠蔵君）　森元君。

○６番（森元秀一君）　じゃあ、尋ねますが、2つの冠を取ったわけですね。

だから、今、観光と農業をですね、どういうふうなかたちで融合させて、発信していくかっていうふうなお考えはいかがですか。

○議長（阿南誠蔵君）　観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君）　ジオにつきましても冠をとりましたけど、その分で、今、草原につきましてもエコツアーとか草原トレッキング等々、いろんな話が出ております。

残念ながら、草原関係でそれを思い切って進められない1つには、口蹄疫というのがございます。口蹄疫の関係で、草原の中には入れないとかいうかたちがでております。草千里が一番のそういう例なんですけど、ただそういうのを活かした形で、具体的にいきますと、すでに観光圏事業の中では、旧の牧道といいますか、地域の道を作って、それをトレッキングの道路として使っているような例もございます。

○議長（阿南誠蔵君）　森元君。

○６番（森元秀一君）　じゃあ、次に行きます。

次に、農業に対しての具体策、農産物のブランド化は、加工流通の体制作りは、独自産業推進の経過は、これも阿蘇市の建設計画の中にあったんですが、前に農政課長は、「阿蘇の世界農業遺産は基本的には草原といった部分で認定されました。農産物については、草原の野草を利用してブランド化を進めるべきだと思っております」と答弁がありましたが、「地域の特産を活かした農業振興、草原特区、高冷地及び平坦地等の地理的条件と地域の特色を生かして、主要農産物の生産体制の強化と新品種作物の導入を図り産地化を推進する」とありますが、その構想はいかがでございますか。

「生産物を安定的に提供できる体制確保、流通の体制づくりを推進します。」「地域の特色を活かした農産品づくりを進め、生産者とＪＡ、行政が連携しての物産のＰＲと阿蘇ブランドの確立を推進し、販売拡大に努めます。」とありますが、いかがでございますか。

○議長（阿南誠蔵君）　農政課長。

○農政課長（本山英二君）　それではお答えします。

昨年の5月に世界農業遺産の認定ということで、それを受けまして郡内推進協会ということを起ち上げまして、今、その認定を受けて、それを地域にどう活かすかということで、今、取り組みを考えてるところであります。

それで、ご質問がありました農産物のブランドですけども、やはり具体的な戦略というの

が、今、まだ見えておりません。なぜかと言いますと、やはり農業遺産という知名度がなかなかないもんですから、やはりその知名度を上げることを、今からまずはやっていこうということで、今、広域の連携の中でやっております。

先般、認定を受けたことを契機に、ロゴマークを決定しました。このロゴマークを使って、先ずは農産物にそういうのを貼って、広く消費者の方とか地元の方、色んな方に見ていただいて、農業遺産というものが貴重なものであるということを認識してもらうことを、まずはやっていきたいと。その延長上で、はっきりした阿蘇市としての今回の農業のブランド化を進めていきたいと思いますので、やはり草原にまつわるものとか、或いは伝統的なこれまでの農業の食とか、そういったものをブランド化で取り入れたいということで思っておりますが、なかなか地域の盛り上がりの中で認定を受けた部分が欠けておりましたものですから、やはり地域の盛り上がりも含めて、そういったことをまずやっていこうというふうなことでございます。

○議長（阿南誠蔵君）　森元君。

○６番（森元秀一君）　流通の件も、例えば神楽苑、阿蘇駅あと赤水の流通物産館ですかね、そういった3ヶ所あるわけですね。

そういった中で、今、進められてると思うんですが。中において、ブランド化されたしっかりと顔の見えるような販売ルートはある訳ですね。そういったところで、しっかりと行政が指導していきながらやっていくというのは、どうなんですかね。

○議長（阿南誠蔵君）　農政課長。

○農政課長（本山英二君）　今まで、直売所の協議会を作って、その中で今までも取り組みはやってきたところではございます。

今回は、やはりこの農業遺産については、推進協会の会長がＪＡの組合長でございます。やはり農協、販売の専門である農協も含めて、そういう直販所の協議会も含めて、今まであるルートもありますので、そういったものを活用しながら、まずは先ほど言いましたように、知名度を上げるということをさせていただきたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君）　森元君。

○６番（森元秀一君）　加工流通の体制づくりをしっかりやるというふうなことですから、早くやって、そういった農業遺産の効果を表していただきたいと思います。

6次産業の推進の、今の経過というのはどうですかね。

○議長（阿南誠蔵君）　観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君）　6 次産業については、これまでトマトケチャップの工房あそものがたりさんが、かなり大がかりなかたちでテレビ等も取り上げられてやられまして、あとは、今一番勢いがあるのは、酪農を母体とした阿部牧場さんが挙げられると思います。ミルクそのものも賞を取られておりまして、多方面、全国的に使われておるようなかたちで。それにつきましても、市の方としては、緊急雇用等で連携したかたちでやっております。

それと、現在はＪＡと阿蘇市でアスパラの選果する際の切り落としの部分のパウダー化を

進めておりまして、今、大手のパン工場さんに品物を持って帰っていただいて、商品作りができないかということで、やっております。

あと、具体的な例としましては、今年の11月にＪＣであります阿蘇青年会議所主催による阿蘇ビジネスマッチングとして、地域内の農家と宿泊施設、飲食店と農畜産物の商談会が実施されております。それにも一緒になってやっているところでございます。

○議長（阿南誠蔵君）　森元君。

○６番（森元秀一君）　しっかりと６次産業の推進をして、やはり雇用を活性化させて、人口減少をしっかりと止めていただきたいと。

また、阿蘇にしっかりとそういった中で、若者が集まるような雇用を推進していただきたいと思います。

次に、「個性ある店舗と賑わいのあるまちづくり」とあるんですが、「経営者の意識啓発と個性のあるまちづくりに向け、多様である魅力ある商店街の形成を図ります。空き店舗事業、空き家対策の他、意欲ある商工業者の支援及び共同事業を推進します。街並み整備、街灯の整備、駐車場の共同確保やポケットパーク等、まちづくりと一体となった賑わいのある商店街づくりを進めます」とあります。

そこで、個性ある店舗と賑わいあるまちづくり、人材育成、特にポケットパークの進捗状況ですかね、どうですか。

○議長（阿南誠蔵君）　観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君）　議員が、今おっしゃいました空き店舗等々、そのポケットパークについては、植栽事業の方で対応しております。

今、内牧の方で、内牧温泉商店街というかたちでポケットパーク的な使い方、例えばいまきんさんの近くとか、あとＡｒｔ－ｃｈｉという店舗がございまして、そこの前とかをポケットパーク的に使われております。

○議長（阿南誠蔵君）　森元君。

○６番（森元秀一君）　そのポケットパークの件も、きちっと見えたようなかたちがあまりない。

やはりポケットパークって、そういった待ってる所に小さな公園化するような、観光客が本当にそこに座って憩いの場所になるわけなんですね。

今、言われた所にも、そういったかたちの、観光客が賑わいを保てるような場所とは思えないんですが、今後、そういった中で推進していくようなかたちはあるんですか。

○議長（阿南誠蔵君）　観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君）　実際、先ほど申し上げました植栽事業についても、多様な使い方をしてくださいというかたちで通知しておりまして、その中で「ポケットパーク的なものにも対応できます」というお知らせはしておりますが、実際所有者の問題とか、要するに金銭的な問題でそこを借りられないような状況が、借りられないというかちょっと借りれないような状況もあるそうで、植栽そのものは樹木の部分で金額が分かりやすいですけど、土地絡みになると、なかなかそれの提供をできないという問題が上がってきておりま

す。

○議長（阿南誠蔵君）　森元君。

○６番（森元秀一君）　だからね、こういった中で計画がある訳ですから、その中でポケットパークをこういったかたちで推進していくっていうことですから、そういったイメージ的でちょっとマイナスなイメージでなく、もっと推進していくというふうなことが大事じゃないですかね。

ポケットパーク、本当にものすごく良いと思うんですよね。だから、そういった中で推進していただいて、やっていただいた方がいいと思うんですが。

○議長（阿南誠蔵君）　観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君）　今、ご指摘いただいた点についても、再度、実施地域とご相談いたしまして、連携したかたちでやれるようにやっていきたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君）　森元君。

○６番（森元秀一君）　あと、次に「魅力ある観光資源の開発」というふうなことで、先に進めていきます。

前回の議会でも言ったんで、ジビエが今の中で地域資源の活用の大きな 1 歩であると言いましたですが、ジビエに関して、国でガイドラインが、今、できた訳なんですが、先日 10 月 28 日に、ジビエ料理を多彩に、イノシシやシカなど使ったジビエ料理の試食会が、八代で行われたんですね。八代商工会は、11 月から市の中山間地の幹線道路を、猪鹿鶏街道と銘打ち、16 店でジビエ料理を出しました。

試食会には、鹿肉に柚子胡椒をまぶしたタタキや、酢を使って臭みを控えた南蛮、キムチ味に仕立てた猪鍋なども出され、商工会の会員 20 人が味や彩を確かめ意見を出し合った。

また、阿蘇郡西原村の酪農マザーズ阿蘇ミルク牧場でも、先日ジビエ料理試食会が、親子ら約 50 人が参加してありました。

県と研究会は、来年 1 月 24 日から 2 月 23 日まで、県内の飲食店やホテル等 30 店で、ジビエ料理フェアを実施するとあります。こういったことも、山間地のマーケティングではないかと思うんですが、特に山間地において、海の幸よりも内牧のシェフで創作ジビエ料理の試食会でも催したら、1 つ観光の目玉になると思うんですが、いかがですか。

○議長（阿南誠蔵君）　観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君）　各地で、いろんな取り組みがあっているようでございまして、料理の方では「維新の会」という会がございまして、料理人の方がされておりますので、会長さんも存じ上げておりますので、そのへんのところで阿蘇でもそういうことが出来るかどうか、実際、阿蘇マルシェもやっておられますので、そのへんでできないか打診していきたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君）　森元君。

○６番（森元秀一君）　そういったことも、地域支援の活用というようなことで積極的にやっていただきたいと思います。

時間の方も過ぎていきますので、次に、阿蘇地域の玄関口の拠点整備というふうなことを

お尋ねしたいと思います。

阿蘇地域振興ブランド「然」の取り組みで、11 月 6 日から 12 日まで、菊陽町の大型ショッピングセンターで「然」ブランドの商品の物産展、然フェアが開催されました。11 月中旬には、名古屋の大規模な地下街で「然」の写真展を開き、メンバー109 人のポスターや阿蘇の風景写真が 90mに渡り展示されました。県内外で阿蘇の魅力を発信する取り組みが行われています。

「然」の取り組みは、日本全国で評価を得ています。素晴らしいと思います。「然」のイメージ、7 つ星が通過する阿蘇市のＪＲ線、いずれも観光のプラス要因で、今後も集客が見込めるものと思います。

赤水駅の乗降客数、シーズンの時は 1 日 100 人前後、ひと月 4,000 人位だと伺っております。子ども達も、ファームランド、宿泊で駅をよく利用するようです。子ども達は、駅でトイレしようと我慢して、駅を降りるわけなんですが、今まで使用したことのないトイレがあり困惑してるようですね。帰りには、「阿蘇は良かった。駅のトイレは汚かった」と声を残していたというふうな声をよく聞きます。観光都市、本当に印象深く良い思い出も、トイレで全て悪くなる訳なんですね。

観光は、循環型の観光でなくてはならないと思います。子どもが良い印象を持って、その思い出を心に残して成長していった時に、恋人と共に訪れ、結婚して生まれた子どもが一緒に訪れる。そういったストーリー性が必要だと思うんですが、最初の時点でトイレで落第点になっちゃうていうふうなことだと思います。

市政報告会では、「ＪＲの方にトイレ改修をお願いする」とありましたですが、これは喫緊の課題だと思うんですが、子ども達の夢、外国人の方々に阿蘇のイメージを壊さないようにお願いしたいと思います。

これも、マーケティング戦略の一環であると思いますが、いかがでございますか。

○議長（阿南誠蔵君）　観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君）　全くおっしゃるとおりだと思います。

ご存知の通り、阿蘇駅につきましては、ＪＲ、阿蘇市、九州産交の 3 社の方で改修の方が出来て、非常に立派なものが出来上がっておりますが、ご指摘の赤水駅のトイレについては、駅舎内にも無いということで、通常でしたら、まちづくり等にお願いして、うちは 500 万円補助というのをやっておりまして、それでトイレ各地に造ってございますが、ただ、今回の赤水駅の場合が、敷地そのものがＪＲの持ち物でございまして、そこら辺が使えないという部分がございます。

それと、実際 11 月にＪＲ熊本の方に出向いて、依頼をしているところでございます。ＪＲ赤水駅のトイレだけが、同じ棟にないということで、非常にやりにくい部分はございますが、先生のお話のとおり、今頃ちょっと和式のトイレは難しい部分もございますので、これについては、粘り強くＪＲとまた話していきたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君）　森元君。

○６番（森元秀一君）　粘り強くＪＲと。

本当に言うように、阿蘇世界ジオパーク、そういった中、子ども達が、外国人もそうなんですが、1度見られたことあるんですかね、現状を。

○議長（阿南誠蔵君）　観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君）　見たこともありますし、使用したこともございます。

○議長（阿南誠蔵君）　森元君。

○６番（森元秀一君）　だったら、本当に簡易のトイレでもいいし、お金も予算の問題もあるから、なかなかあれだろうけど、緊急なかたちで少しできる方法っていうのはないんですかね。

それを考えたことはありますか。

○議長（阿南誠蔵君）　観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君）　基本的に、ＪＲの施設の改修はＪＲの事業者を使わなくてはいけないという部分もございます。

それとなお且つ、この間お話に行ったとき、そこを買っていただくのもありというお話もいただきましたが、そうなってくるととても1,000万程度ではできないトイレになりまして、宅地並みの土地でございますので、分筆してそこに建てるとなると、かなりの額が必要になってまいります。

○議長（阿南誠蔵君）　森元君。

○６番（森元秀一君）　じゃあ、結論的にはできないってことですかね。

○議長（阿南誠蔵君）　観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君）　出来ない話ではないですけど、そこの全く別のトイレを造るにしても、全部ＪＲの土地なんで、ＪＲの許可がないとできないということでございます。

○議長（阿南誠蔵君）　森元君。

○６番（森元秀一君）　じゃあ、こういった問題ですね、本当に急ぐ問題だと思うんですね。

1年先2年先でできても、その悪い印象っていうのはどんどん広がっていくもんですからね。だから、そういった中、子どもの夢、外国人観光客の夢を壊さないようなかたちで、喫緊の課題として、ＪＲとしっかり話し合って進めていただきたいと思います。

もう、結構です。

あと、色々あるんですが時間の方もあれですので、教育問題の方にいきたいと思います。

今、放課後子ども総合プランというふうなことで推進されているんですが、少子高齢化が進む中、日本経済の成長持続していくためには、我が国最大の潜在力である女性の力を最大限に発揮し、女性が輝く社会を実現するために、安全で安心して児童を預けることが出来る環境を整理することが必要だと思います。

この為、国としては現在、保育所の待機児童解消加速プランと取り組んでいるところですが、保育所を利用する共働き家庭において、児童の小学校就学後もその安心・安全な放課後の居場所の確保という課題に直面します。いわゆる小1の壁を打破するためには、保育サービス拡充のみならず、児童が放課後など安心・安全に過ごすことができる居場所について、

整備を進めていく必要があります。

加えて、時代を担う人材の育成の観点から、共働き家庭等の児童に限らず、全ての児童が放課後等における多様な体験、活動行うことができるようすることが重要であり、全ての児童を対象として、総合的な放課後対策を講じる必要があります。

そこで、教育委員会の方にお尋ねしますが、自治体として今後、どのような取り組みを考えているのか、行動計画の策定状況はどうなっているのかをお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君）　教育課長。

○教育課長（日田勝也君）　失礼します。

放課後子ども総合プランの推進について、お答えをさせていただきたいと思います。

まず最初に、放課後子ども教室のプランの進捗状況ということでございますが、今年の 7 月、厚生労働省と文部科学省が共同して放課後子ども総合プランを策定しております。これは、全ての児童を対象として、放課後を安心・安全に過ごすことができる居場所づくりを進めるために策定されております。

市町村についても、行動計画を策定していかなければならないということで、現在、福祉課で作成をしてますのが、阿蘇市子ども子育て支援事業計画というのを作っておりまして、その中で本市の行動計画を盛り込んでいきたいということを 1 つ考えております。この行動計画の中に、議員からご質問いただきました内容について、概ね触れているところです。

また、放課後子ども教室の、今後の 31 年までの整備計画というのも策定をしていかなくてはなりませんけれども、現状をちょっとご報告させていただきますと、阿蘇市内、9 つの小学校の中で、7 小学校が、今現在、放課後子ども教室に取り組んでおります。それから古城小学校と阿蘇西小学校の 2 校では実施しておりませんけども、放課後子ども教室はございませんが、学童保育の方で取り組んでいるという状況でございます。

来年度、一の宮中学校校区の統合小学校の建設を今進めておりますので、来年 1 年間で学校数も少し減ってきます関係上、数的なものにつきましては、現在の 7 小学校で実施してるということでございますが、対象としては来年度、統合小学校が出来上がりますと、学校数が減ります関係で、7 小学校以上に増設というのは、今のところ考えておりません。学校数が減りますので、学校の統合状況を踏まえて、放課後子ども教室の数につきましては対応していきたいと考えております。対象としては、実質的には全ての校区で放課後子ども教室、或いは学童保育がなされるように取り組んでいきたいと思っているところであります。

それから、阿蘇市放課後子どもプラン運営委員会という委員会を作りまして、その中で、今、計画を策定中でございますので、年度内に、その中でご意見をいただきながら、策定を進めていきたいと思っているところであります。

○議長（阿南誠蔵君）　森元君。

○６番（森元秀一君）　国としては、市町村が行動計画を策定して整備する市町村としては、財政支援があると聞いておるんですが、そういった中で、平成 31 年までの整備計画はできてるということですかね。

○議長（阿南誠蔵君）　教育課長。

○教育課長（日田勝也君）　先ほど申し上げましたのは、福祉課の方で作成しております「阿蘇市子ども子育て支援事業計画」というのが作られておりますので、その中で、今回の放課後対策の総合的なプランというものも、具体策を入れながら策定をしていきたいと考えているところであります。

○議長（阿南誠蔵君）　森元君。

○６番（森元秀一君）　この参考資料にもありましたとおり、1 枚目なんですが、就学児童の放課後の安心・安全な居場所の整備を進め、子どもたちが小学校に入学すると、これまで務めてきた仕事を辞めざるを得ない状況、小１の壁を打破する必要と、また逆にもう１つ、次世代を担う人材の育成の観点から、放課後における多様な体験、活動の機会の拡大が重要。共働き家庭等の児童に限らず、全ての児童が多様な体験、活動行うことができるようにするというふうな主旨があるもんですから、このへんのところ次世代を担う人材の育成、小１の壁の打破ということで、しっかりと放課後対策の総合的な推進をお願いしたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君）　教育課長。

○教育課長（日田勝也君）　議員からのご意見のとおり、保護者の方々のニーズに応えられるように、放課後子ども総合プランの運営委員会のご意見も伺いながら、総合プラン策定を今後しっかり取り組んでいきたいと思っております。

宜しくお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君）　森元君。

○６番（森元秀一君）　本当に、高齢化になってきます。やはり、子どもを産める環境状態は、子どもを育てるような環境状況を作っていかないといけないと思います。

しっかりと、こういった国の政策が出てるもんですから、しっかり取り組みをお願いして、私の一般質問を終わりとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（阿南誠蔵君）　6 番、森元秀一君の一般質問が終わりました。

午前中の一般質問を、これでとどめたいと思います。

午後の会議を、1 時から再開をいたします。

午後 0 時 05 分　休憩

午後 1 時 00 分　再開

○議長（阿南誠蔵君）　これより、午後の会議を開きます。

一般質問を続行致します。

15 番、井手明廣君の一般質問を許します。

井手明廣君。

○15 番（井手明廣君）　午後から質問に入りますが、皆様方には大変お疲れでございますが、2 点程、通告によりまして一般質問を簡単に行いたいと思います。

宜しくお願いしときます。

1 点目は、実は私、9 月に一般質問を主旨として出しておりましたけれども、時間の都合で

できなかったので、今度また出した訳でございますが、4 番議員、市原議員の質問とかぶっておりますので、簡単に質問をしたいと思いますので、担当の方は宜しくお願いを申し上げておきます。

まず、内牧坂梨線というようなことで質問を致しますけれども、いつも梅雨時期に、県の方とこういう巡回資料というのがありまして、それに沿って経済建設常任委員会は、県の振興局の職員の方々と一緒に巡回をするわけでございます。特に、ずっと波野から最後の内牧坂梨線を見てみます時に、小倉の方も、非常まだにできてないと。それと、先ほど質問がありましたけれども、古城から坂梨線は先ほど課長からしっかりとした答弁がございました。手野の方は、今の測量が大体終わったと。それと三野の方においては、境界と。また、北坂梨においては、路線の確認というようなことで、12 月ぐらいまでにはどがんかなるということでございますけども。

今、特に古城坂梨線において、先ほどの課長の答弁では、いかに 29 年度までに早く完成するというようなことで、私たちも安心は致しましたけれども、この中にどれくらいの地権者がおられるのか、それと大体路線は決まってると思いますが、そのへんの承諾ですね、地権者は 100%承諾されておるのかをお尋ねを致します。

○議長（阿南誠蔵君）　建設課長。

○建設課長（井　八夫君）　お答えを致します。

申し訳ございません、地権者の数は、ちょっと手元に資料を持っておりませんので、人数がどれ位というのは調べておりません。

それからルートにつきましては、ほぼルートは決まりましたので、幅杭を打って用地交渉に入るということになりますので、まだ全員のご承諾が得たというのは聞いておりません。

しかし、各地区から道路委員を選出していただいて、この道路については推進をしていただいておりますので、市も一緒ですが、県と道路委員も一緒になって進めているというような状況でございます。

○議長（阿南誠蔵君）　井手君。

○15 番（井手明廣君）　今の段階で、道路委員が主体となって、そういう責任者を作って進められているというようなことは、もう以前から話しを聞いておりましたけれども、地権者が何名おるか分からないというようなことでございますが、大体ルートが決まっておるなら、地権者が何名おるぐらいは、大体分かるはずと、私は思っております。

そのへんで、先ほど聞きましたが、100%の同意が出来ておるのか、出来ていないのか。何名くらい反対者がおられるのか、いるとすれば。

○議長（阿南誠蔵君）　建設課長。

○建設課長（井　八夫君）　ご説明をいたしまして、ご同意がいただけてないというのも 2、3 お聞きをしております。

道路委員さんとも相談をされて、県の方でどうしても同意がいただけない場合は、ルートを変えるというようなことをしてでも通していきたいというふうにお話を伺っております。

○議長（阿南誠蔵君）　井手君。

○15番（井手明廣君）　路線を変えてでもやるというようなことになれば、29年度を目途に完成、竣工ができるのかという疑問を持ちます。

そういう事で、やはり以前からこの道路においては、非常に長きにわたって進めてこられたわけでございますけれども、途中でストップをしてなかなか進まなかったというようなことでございます。

一昨年の災害頃から、この道路についてはぜひ造って欲しいというような意見が多くなりまして、進んできたかなと。皆さんが認識を持ってこられたかなというようなことで、私は思っておるところでございますので、是非、早くこの道路が完成することを、やはり関係者は、非常に道路が不便で、一部広くなっておる所もありますけれども、やはり広くなった所ばかりでは道路は利用価値がありませんので、ぜひお願いをしたいと。

それから、先ほど冒頭に言いましたように、小倉の方、私たちも巡回で回ってます時に、非常に山の中で、道が狭いというようなことでございますが、やはり内牧坂梨線になれば、阿蘇町の方の道路も、どのようになっておるのか。巡回の時も、ぜひお願いしたいということも、県の方に私たちお願いをしておりますけども、そのへんはどのようになっておりますか。

お尋ねを致します。

○議長（阿南誠蔵君）　建設課長。

○建設課長（井　八夫君）　内牧坂梨線につきましては、古城区間だけではなく、小倉あたりも狭いところがあるということで、議員おっしゃられるように、振興局と一緒に要望箇所を見ていただいてお願いをいたしているところでございます。

ただ現在、内牧坂梨線については、若干予算の配分が、この今説明しております古城の校区に重点配分をされたようなかたちで、災害対応の意味も含めまして、少し重心が置かれたかたちのでの整備を進められております。当然、同じ路線の中の他の区域につきましても、同じように要望を続けていきたいと思っております。

また、非常に幅員が狭くて通りにくい部分も確かにありますので、要望を続けてまいりたいと思っております。

○議長（阿南誠蔵君）　井手君。

○15番（井手明廣君）　質問の方が最後になりますが、一応、ここで地権者からの用地買収をされるわけでございますが、大体、金額的に反当りどれくらいの金額で用地買収をされておるのか。

○議長（阿南誠蔵君）　建設課長。

○建設課長（井　八夫君）　大体ですね、基盤整備をしてある田ですと、2,500 円程度での買収ということでお聞きをしておりますけども、場所によって少しずつ評価が変わるということでお伺いしております。

それから、毎年評価が動いておりますので、少し値段が下がり気味の傾向にあるというのもお伺いをしております。

○議長（阿南誠蔵君）　井手君。

○15 番（井手明廣君）　正式には、上から下まで段階が少しずつあるというようなことで、了解してよかですかね。

○議長（阿南誠蔵君）　建設課長。

○建設課長（井　八夫君）　はい。

田であれば、一番高いのが基盤整備された四角い田と。それから基盤整備されていない田。それから、色々ありますが、形の悪い田んぼ。それから畑、山林というふうに、いくつかに値段は変わってくると思います。

○議長（阿南誠蔵君）　井手君。

○15 番（井手明廣君）　最後にお尋ねしますが、これは県道でありますので県の事業というようなことになっておりますが、市はどれ位の割合であれに臨むのか、県の割合がどれぐらいの割合で臨むのか。市も、全然負担がないというようなことはないと思いますので、そのへんはどうなってますか。これは県の仕事に全部入っていくと。市は書類上でお手伝いするだけというようなことだろうか、そこらへんをお尋ねします。

○議長（阿南誠蔵君）　建設課長。

○建設課長（井　八夫君）　県道整備につきましては、市の負担が大体 10%発生をいたしますので、そのやり方になります。

それから、それ以外の部分については、できるだけ県の方での整備をお願いしていくというふうにしております。

すみません、10%から 15%の間で決まっていくという事で、市の負担割合が。

○議長（阿南誠蔵君）　井手君。

○15 番（井手明廣君）　1 点目については、以上で終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

続きまして、2 番目で阿蘇医療センターの医師の住宅について、少しお尋ねをしてみたいと思います。宜しくお願い致します。

まず 1 点目に、先日から予算審議といいますか、医療センターの報告がありましたが、常勤の医師が 1 名来ていただくことになりましたというようなことでございますが、そのへんのところ、少し詳しくお願いしたいと。

○議長（阿南誠蔵君）　阿蘇医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君）　お疲れ様です。お答えをさせていただきます。

本年 11 月 1 日付で、循環器内科の専門医の由布哲夫先生に常勤としてご就労いただいております。

○議長（阿南誠蔵君）　井手君。

○15 番（井手明廣君）　となると、以前から 4 名の常勤というようなことでございましたので、5 名の常勤になったわけでございますね。じゃあ、5 名ということで、今から当分の間やっていかれる。

そこで、医師の住宅についてお尋ねを致します。

今、医師の住宅の現況は、どのようになっておりますか。

○議長（阿南誠蔵君）　阿蘇医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君）　今のお尋ねは、入居状況ということでよろしゅうございますか。

今のところ、どなたも入っておられません。医師住宅6戸ございますが、今のところ空いております。

○議長（阿南誠蔵君）　井手君。

○15番（井手明廣君）　せっかく、ああいう素晴らしい医師住宅ができました。

そこに、どうして常勤の先生が入ってこられないのか、そこを少しお尋ねします。

○議長（阿南誠蔵君）　阿蘇医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君）　まず、医師住宅を建設した目的というのが、病院の本体を移転新築するということに併せまして、急性期疾患及び救急患者の受け入れの対応ということで、医師が、改革プランの中でも新病院になりましたら10名近い先生が必要だということで、計画も立てておりました。

そのためにも、医師の確保が喫緊の課題であり、且つ通勤の困難性を含め、医師が働きやすい環境の整備を図るため、新病院の建設に併せて敷地内に医師住宅を建設するということで建てたわけでございまして、新しい病院に新しく来ていただく先生のために、住宅を用意させていただいたという考え方でございます。

○議長（阿南誠蔵君）　井手君。

○15番（井手明廣君）　それは、なるほどというふうに思っております。

しかし、やはりせっかく建てられて、1棟あたり6,000万円ぐらいですね。約2億円くらいの金で医師住宅が建てられておりますけども、金額的にはっきり詳細は分かりませんが、せっかくあれだけの病院の中に、緊急的な医師住宅を建てたならば、やはり緊急的に間に合うようにあの住宅に住んでいただくのが、私は当然じゃなかろうかと思っております。

いかがですか。

○議長（阿南誠蔵君）　阿蘇医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君）　お答えします。

建設については、おっしゃっていただいたとおりの金額でございますが、おっしゃるとおり開院に合わせて、新しい先生に来ていただいて、就任していただいて医師住宅にも入っていただくと、それは本当にそれが理想でございましたが、現状としては、先ほども言いましたように、由布先生が11月から来ていただいたということで現状でございます。

先ほど、現在ではまだ入居者されてる先生はいらっしゃらないということでお答えをしましたが、これについては、見込みといたしまして、今、病院長の方で面接をされている先生が何人かいらっしゃいます。その中で、早ければ3月末までに、一応6戸ございまして、お1人なり1世帯入れば1戸というカウントになりますが、4月からは、常勤として来ていただける先生が4戸、4人ないし4世帯、4戸ということでの見込がございますので、取り合えず、早いうちには、4月からは4戸がそこで入居が確定するということになろうかと思います。そうなってほしいという期待ももちろんございますが。

それと、それでもまだ例えばあと２戸空くじゃないかというようなお考えもあるかと思いますが、来年度は、今までは全然ないことはなかったんですが、研修医の先生が、例えば25年度はお１人、１ヶ月間だったんですが、熊本医療センターから来られました。ただ、それ以前は０とか、そういった旧病院の環境ですので、研修医の先生が研修先に選ばれるということもありませんでした。ただ、新病院になりまして、あれだけの病院ができましたので、27年度は、地域医療研修実施病院ということで、既に熊大医学部を卒業された研修医の先生を３名受け入れることが決まっておりますので、その先生方も、その研修期間においては医師住宅を利用していただくということを予定しております。

○議長（阿南誠蔵君）　井手君。

○15番（井手明廣君）　分かりました。

結局、常勤が今５名というようなことで、先生方も市内の方から通ってくるとかなり遠いと、朝も早くから出てきて夜も遅くなるというようなことでございますが、市内の方から通って来られてますか、それとも近くにおられますか。

○議長（阿南誠蔵君）　阿蘇医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君）　今５名の常勤の先生方においては、お２人の先生が阿蘇市内におられます。

３名の先生方は、熊本市内からの通勤で来ていただいております。

○議長（阿南誠蔵君）　井手君。

○15番（井手明廣君）　２人がこっちにおられて、医師住宅に入ってないということはどういうことですか。

○議長（阿南誠蔵君）　阿蘇医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君）　これは、先ほど申し上げました様に、病院の開院が遅れたということに併せて、医師住宅の完成も遅れたということで、年度途中だったということでございます。

結果論として、今空いておりますが、何回も申し上げると申し訳ございませんが、医師が就職先を決めるにあたりましては、住宅の有無というのが非常に大きなウェイトを占めております。ということで、そもそもの狙いといたしましても、先生方に常勤医師を確保するための１つの大きなアイテムというか、言葉は悪いですけど、誘い水というような意味合いで建てたという意味もございますので、常勤の先生方に率先して入っていただくということではございませんで、来ていただく先生方の住宅確保をまず最優先にして、結果として、先ほど言いましたように、例えば見込みどおり４名の先生が入居していただく、研修医の先生方のために準備をして、それでも空いた場合には常勤の先生にご利用していただくということを予定しております。

○議長（阿南誠蔵君）　井手君。

○15番（井手明廣君）　何回聞いても同じことでございますが、折角かなりの金額をかけております。

将来は３名、４名が入られると、近々ですね。そういうことで、結構なことだろうと思い

ます。

非常に素晴らしい医師住宅でございますので、是非、年度始めには、あそこが埋まるように医師住宅を利用していただくと、非常に我々も「あそこには誰も住んでないごたるがね」と、「医者も熊本から通うのも大変だろう」という意見も聞きますので、そこらへんは、4月1日にはあそこが埋まってしまうように、宜しくお願いしときます。

それと、住まない理由として、住まないというか、今、年度の中間でございますが、あの医師住宅において、家賃とかはどうなりますか。

○議長（阿南誠蔵君）　阿蘇医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君）　お答え致します。

家賃等につきましては、阿蘇市病院事業医師住宅管理規定というのを病院の方で設けておりまして、設定しております。いわゆる家賃、入居料といたしましては、月額1万5,000円を予定しております。

1万5,000円は、その中には共益費、お知らせ端末使用料、光回線料金とか、そういうのを含んだ料金として1万5,000円という料金設定をしております。

○議長（阿南誠蔵君）　井手君。

○15番（井手明廣君）　いろいろ聞きましたけども、先ほどから言いますように、一つ医師住宅が埋まるように、事務長も大変おおごつでございますけれども、宜しくお願いして終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（阿南誠蔵君）　15番井手明廣君の一般質問が終わりました。

続きまして、17番髙宮今朝秀君の一般質問を許します。

髙宮君。

○17番（髙宮今朝秀君）　はい、17番議員、髙宮でございます。

地下水保全条例に関連しての質問を致します。

平成23年から24年頃にかけてだったでしょうか、阿蘇市の方に水工場ができるという噂が上がりまして、そして申請の下打ち合わせも来られたとかいうことで、非常に地元では危機感を持ちまして、地下水を汲み上げてもらったら、水道の水源地もあるもんですから、そういうところで保護していただきたいというようなことでありました。ちょうど熊本県も地下水保全条例ができた頃であったかと思います。皆さん方のご理解をいただきまして、25年の4月1日付けで施行されました阿蘇市地下水保全条例が、早くも1年半ぐらいたっております。

従って、その後の経過とか結果、そしてそれに対する市民の認識、影響、効果等についての検証をされておりますでしょうか。

担当部課長の答弁を求めたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君）　住環境課長。

○住環境課長（阿部節生君）　ただ今の議員の質問に、お答えさせていただきます。

平成25年の4月1日に施行しました阿蘇市地下水保全条例は、地下水は公共水であるという認識の下に、限りある水資源の有効活用、及び恒久的な使用に寄与することを目的に、動力を用いて新たに地下水を採取し使用するものは設置する揚水機の吐出口断面積により許可または届出が必要と定めているところです。

施行後の結果といたしまして、条例施行前に対象となる用水機を設置している事業者からは、一応届出を義務付けておりまして、事業所を中心に一応4件の届出があっているということです。

施行後の許可を要する要件に要する申請件数は未だ上がっていないような状況でございます。

これまでにも、農業用、自家用といいました、今回の許可案件からの適用除外の要件につきましても4、5件、ちょっと問い合わせはあったんですけど、これにつきましては、許可が要らないということで指導しておりますので、その後どうなっているかの把握はいたしておりません。

あと、飲料水の販売等を計画する事業者からも数件の相談がありましたが、非常にこの工程的に何回も手続きが必要というようなことで、実際、事前協議がありましてから試掘をするまでの申請におきましても、当該行政区の世帯の3分の2以上の同意や隣接する行政区長の同意書、各水道事業及び農業用ポンプ管理者の承諾書等が必要で、なかなか非常にハードルが高いということですね。

それと、試掘を行いましてからも、揚水試験の結果書や地下水採取による周辺地域への影響評価の調査や、地下水涵養計画等が必要になるというようなことで、非常にハードルが高くて、相談に来られた事業者からも、その後実際の許可申請に向けた事前協議というようなのは行われてないような状況でございます。

○議長（阿南誠蔵君）　髙宮君。

○17番（髙宮今朝秀君）　それでは、当時、2～3ぐらいだったかと思いますけども、事前協議されたりとか噂の上がった会社さん、そうした関係はもうその後、立ち消えになっておるのでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君）　住環境課長。

○住環境課長（阿部節生君）　当時、この条例施行前にも話があった所からも、当然、条例施行後にご相談があっております。

ただ、先ほど言いました様に、この工程をご説明申し上げますと、ちょっと簡単に順番を申し上げますと、まず最初の事前協議を私どもに行っていただいた後に、先ほど言いました地域の同意書あたりを付けたかたちでの申請を行っていただいて、その決裁がおりましたら、まず事前協議が終わりましたという終了通知をこちらから出しまして、その後に事業者は試験ボーリングを行って、揚水試験を行って、その後に実際のその調査した結果あたりを付けて正式な申請をしていただくと。その後に、地下水保全審議会にかけて、許可が下りるか下りないかという手続きを経まして、最終的に許可というかたちになるので、非常に負担が大きいと。まず試験ボーリングは自分の負担でやって、その後に許可が出るか出ないか分から

ないというような部分もございますので、そのあたりの手続きをつぶさに説明をいたしますと、ほとんどの事業者の方が、「次、いつに来ます」というかたちじゃなくて「検討してまいります」というようなことで帰られておりまして、止めたという結論はいただいておりませんが、行いますという話は聞いておりますが、実際の事前協議あたりの手続きは、まだなされてないというような状況でございます。

○議長（阿南誠蔵君）　髙宮君。

○17番（髙宮今朝秀君）　よく分かりました。

それではもう1つですけども、この条例に適合しない、しなくていいとか、そうした掘削といいますか、そういうところは、他に事業所、或いは個人的なものも、この条例に適合しなくてやってもいいというようなところはありますか。

○議長（阿南誠蔵君）　住環境課長。

○住環境課長（阿部節生君）　まず、許可案件につきましては、断面積の口径が50㎜を超えるものが許可案件でございます。

それ以下に28㎜以上50㎜未満が届出でございます。極端に言いますと、それ以下については、許可も届出もいらないということですね。事業用であっても。

あと、それ以外の全くの適用除外といいますのが、水道事業用として採掘する井戸、それ以外に農業用の灌漑用に供する井戸、あと個人または集落で飲用及び生活雑用水に使用する井戸というのは、どんなに口径が大きくても適用除外でございます。

先ほどもちらっと申しましたが、農業用の井戸でありますとか個人の生活用水については、何件か「許可の必要がありますか」というご相談がありましたので、一応「それについては要らないようになっております」という説明を申し上げて、実際、その後に掘られたか掘られてないかというのは把握しておりませんが、それについてはきちんと説明をいたしているところでございます。

○議長（阿南誠蔵君）　髙宮君。

○17番（髙宮今朝秀君）　答弁ありがとうございました。

今の話を聞きますと、当時、非常に恐怖感といいますか、大変心配しておりました、そうした水工場進出関係、そうした地下水の乱掘削といいますか、乱開発といいますか、そうしたことが簡単にはできないということで、抑止力に非常に繋がっておるということを再認識いたしました。大変ありがたく思います。

当時は、本当に一番の当事者でもありましたので、そういった面で地区住民も非常に安心しているところであります。

今後も、この条例の方、議員の皆さん方もよく認識いただいて、是非、この阿蘇の地下水を守っていただくならば幸いでございます。

近頃、地球温暖化が進みまして、想定外の災害、要するに水害とか台風の被害、地震もあっておりますが、そのように想像のできないことがあっております。それも地球温暖化が進んだのではないかなというような感じがしますが、この地下水を守るというところで、ここ数年来、白川水系の水をきれいにしましょうと、地表に限らずそうした地下水の水質、水量

を守ろうということで、年数回の各種団体によりますゴミ拾いの美化活動や、阿蘇山、外輪山山麓にも、地下水涵養林が植栽されておりまして、地下水涵養の積極的な事業もされている民間団体、企業があるのは、皆さんご承知であろうかと思います。

行政としまして、こうした地下水涵養、地下水保全条例に伴いまして、それならばやっぱり豊富な地下水を阿蘇にということを考えますけども、行政として計画か何かありますかね、涵養についてです。

○議長（阿南誠蔵君）　住環境課長。

○住環境課長（阿部節生君）　一応、この地下水条例に伴います水源涵養の考え方としまして、保全条例の中でも、許可の要件としまして、地下水涵養のため年間採取量に対する雨水浸透升の設置や、涵養林の整備または阿蘇市内で生産された米の購入を行うこととした規定を設けております。

そのため、許可を要する申請書につきましては、市が定めた方法もしくは地下水涵養計画書を提出し、先ほど申しました地下水保全審議会で、その計画内容を認めなければ許可をできないということになっております。

また、それ以外の地下水涵養計画につきましては、私共だけではなく、農政面も含めまして、また考えていかなくてはならないのかというふうに思っております。

○議長（阿南誠蔵君）　髙宮君。

○17 番（髙宮今朝秀君）　この阿蘇市地下水保全条例の制定によりまして、今、課長が申されましたように、守ることができるということになろうかと思います。

従いまして、それの涵養もやっていくべきだろうと思いますが、今度は、経済部農政課の方にお尋ねします。

この涵養林は、長期的なプロジェクトであろうかと思います。短期、或いは中長期的な方法として、一番身近で労力のかからない方法としまして、冬の間、１ヶ月間から３ヶ月ぐらいの水田湛水を奨励することを提案したいと思いますけども、いかがお考えでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君）　農政課長。

○農政課長（本山英二君）　それではお答えします。

農業分野での涵養ということで、今言われました水田への湛水ということで、阿蘇は広大な水田を有していまして、食用の水田も多いですし、転作も最近はＷＣＳが多いということで、通常、夏場水を使った栽培ということで、かなり阿蘇としては貢献をしてると思います。

ただ、今言われますのが多分、冬場の湛水かと思いますけど、これにつきましては今までも他の議員の方から、進めたらどうかということでございますが、この冬季湛水については、今、環境保全型農業直接支払事業ということで、反当８万 8,000 円の補助があります。

出来れば私達も、その２ヶ月間の湛水で、田んぼに対して収益があれば、農家の方も多少の収益の足しになるということで進めたいのは元々でございますが、やはり冬場水を貯めるということであれば、今、非常に問題になっております鳥インフルエンザの部分がございます。

どうしても、冬場、渡り鳥の関係で、そういった部分があるもんですから、なかなかスム

ーズに取り組むことができないということと、やはりもう１つは冬場の水を確保するためには、もちろん基盤整備であればポンプで水を上げてという費用とかもありますし、農家の方々が乾田化を今進めてる部分で、冬貯めるのを嫌われるといいますかね、営農に支障があるということもありまして、なかなか進めない状況でございます。

○議長（阿南誠蔵君）　髙宮君。

○17 番（髙宮今朝秀君）　ここから話していいか分かりませんけれども、自分たちが子どもの頃は、鴨池というのがあり、要するに田んぼに水を張って、今言われたように渡り鳥が来た時に猟をするということでしたけども、阿蘇町時代に、この関係の質問をしたことがある。当時は、自分たちの子どもの頃からすれば、阿蘇谷も、特に言われたのが、白雲山荘あたりに、夜電気が点いとって、渡り鳥が来なくなりましたというような答弁がありました。そういうことで、夜、鳥が来るのはあんまりないんだろうなと思いますけども、鳥インフルエンザがなければ、観光の１つにもなるだろうし、美土里ネット、土地改良区でも、確か鶴の飛来かなんかを期待して２年間ぐらいやられたですよね、鳥インフルエンザで中止になりましたけども。そういうことで、それは良く分かります。

水肥やしとかはご存知ですか。この灌水すること、要は、今、乾田化をしているのに水をかけたら湿田化で嫌われるということですけど、確かにそれもあるでしょう。しかし今、一筆の暗渠配水が進んでおりまして、上に水をかけてもそんなに影響はなさそうなんです。実際、自分がやったことがありますけども、ただその時にポンプアップした水じゃなくて、自然水を利用する。要するに、金のかからない方法ですよ。そうすると、地球の温暖化と言いますか、地下水が年々下がっているのが、どれだけか地下水の低下を防ぐことができるのではないかなというような、これは専門的に分析した訳ではありませんので、分かりませんけれども、そういうことを感じとるわけですよね。

ただ思うのに、自家用のポンプがあるでしょ、要するに井戸。自噴する井戸じゃなくて、2、3m掘って、そこから自家水ポンプで利用する井戸ですけども、その水位が上がったりするのは間違いないと思いますよ。そういうところで、水を張るということをやってみたことがあるんですけども。

水肥やしというのは、冬に水を張ることによって、その水に含まれている微量要素とか、いろんな窒素肥料分とかが、要するに田んぼに入れることができるということですよ。

今は、そういう周りの田んぼに迷惑かけたらいかんとか、面倒くさいとかあって、今、そういうのがあっていませんけども、自分たちが青年時代、昔話になりますけども、当時は南阿蘇村、当時は久木野村でしたけども、米作り、そして多収穫の先進地であったんです。それで、よく視察に行ってました。冬行くと、田んぼにゴーゴー水がかけてあるとですよ。これは何ですかて言ったら、「水肥やし」と。水によって田んぼの肥料分にすると。それと殺草効果と言いますか、除草効果と言いますか、雑草を抑止する効果があるのは間違いないと思いますよ。その水の管理次第でもある訳ですね。

そういう利点があるのを、ぜひ知ってもらいたいということですけども。そのマイナス面ばっかりを考えたら、鳥インフルエンザとか隣の田んぼが湿田化するから嫌われるとか言っ

たら、何も出来んわけですよ。鳥が来たら、どうにも防ぎようがないかもしれませんけども、そういうこともマイナスじゃなくて、プラス面でやられるといいと思うんですよ。自分でもやろうとしたんですけど、周りが要するに反対するわけですよ。揚水の水が無くなるとか。それとちょっと上にかけてもらうと下が湿田化するから困るとか言われたんですけども。

そういう行政の方からでも、奨励していただいて指導してもらうならば、成り立つのじゃなかろうかなと思います。これ金のかからない水肥やし、雑草の抑制力を養うということで、要は、本当に自然農法を行うことができると思うんですよ。それで自然農法の宣伝効果にも一部、全市じゃなくても、一部の個人的なそういう宣伝にもなろうかと思いますが、いかがですか、課長。

○議長（阿南誠蔵君）　農政課長。

○農政課長（本山英二君）　今、市議が言われましたとおり、冬季湛水の目的は言われましたとおり、冬貯めて鳥とかが来て糞をして、その中で微生物が湧いて、それで地が肥えて、肥料も減って良いと。本当にそういうことで、国も支援をしたいということで打ち出したものですね。

それで、先ほどの話にもなるかと思いますが、やはり土地改良もそういったかたちで鳥を呼び込んで観光にも繋げて、農家のためにもということで目論んだんですけど、やはり今の住民の感覚として、やはり鳥インフルエンザが怖いと。そういうことで断念した経緯もあるということで、私たちも簡単に取り組まれて補助金も来れば、先ほども言いましたように、非常に良いという感覚を常に持ってますけども、やはり行政がそういう鳥インフルエンザという危険性があるのに、そういったことを率先して推進するというとまたなかなか非常に難しい部分があると思ってます。

鳥インフルエンザについて解決が出来れば、それは十分検討する余地はあると思います。先ほどの基盤整備であれば、先ほど言いましたように、土地改良の水の確保もありますけど、山つきの山の水を使う部分は、常に頻繁にできますから、そういうできるところからやる部分は十分考えられると思います。

今、私が思っているのは、昨日も宮崎で出ました。そういった住民感情という分もありますもんですから、そういうのを解決できた中で、取り組むことが出来ればということで、今日の答弁としてお答えさせてください。

○議長（阿南誠蔵君）　髙宮君。

○17 番（髙宮今朝秀君）　鳥インフルエンザと言われると、何もこちらも言えないわけで、それをどうして解決するかもよく分からない。

解決したらやりましょうよということも言えませんけども、個人的にやる分について、奨励金とかなんとかは考えないで、今も点々と水のかかってる所もあるんでしょ。そういうところを考えると、無農薬農業とかそういうところにも繋がってくるかなと思うもんですから、言ったわけなんです。

ポンプアップして水をかけなさいとか、そういうことじゃなくて、金のかからない、ただ水をかけるだけで、何も奨励金をくださいということでもなかろうと思います。鳥インフル

エンザが解決したら、ぜひお願いしたいということですけども、これは出来ない相談かもわかりませんけども、とにかく代弁して言いますと、前向きに検討してください。

○議長（阿南誠蔵君）　農政課長。

○農政課長（本山英二君）　今は、水田の冬季湛水の中で、水田涵養の推進ということですけど、基本的に阿蘇は、草原もご存知のとおり森林に匹敵する涵養の力を持っております。そういった、これから草原を守るという今の運動の中で、草原を守って、草原の中で涵養の力をつける。

また、森林も災害以降手入れをしないといかんということもあります。今の山林では、水源涵養の力もございませんので、手入れをしながら涵養、そういった部分で力を入れていきたいというふうに思ってます。

水田の部分も、やはり冬場以外で、通常の営農の中で、かなり水稲を植えてますので、そういった中でも貢献はしてると思いますので、今言った冬季湛水というよりも、今の森林とか草原の部分で力を入れていきたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君）　髙宮君。

○17 番（髙宮今朝秀君）　それじゃあまとめます。

午前中も話が出ました、今の草原特区とか、今答弁いただきました草原を守るということでも地下水涵養にもなる。確かにそうであります。

今度は、中間の山林のことも頭の中においていただいて、地下水涵養に力を入れていただいた良い。今から植林するということもそうでしょうけども、今の森林をいかに災害の起こらないようにするかというのは、手入れをしなきゃいかんということですから、その手入れする方法、要するに間伐とか針葉樹、広葉樹の混合林を作るとか、そういう方法をいろんな所で奨励をしていただけると、地下水涵養にもなろうかとも思いますが。

そういうことで、宜しくお願い申し上げまして、質問を終わります。

○議長（阿南誠蔵君）　17 番、髙宮今朝秀君の一般質問が終わりました。

続きまして、16 番、川端忠義君の一般質問ですが、配布資料がございますので、10 分間暫時休憩を致します。

午後 1 時 49 分　休憩

午後 1 時 58 分　再開

○議長（阿南誠蔵君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

16 番、川端忠義君の一般質問を許します。

川端忠義君。

○16 番（川端忠義君）　今日の最後になりましたが、お疲れのことと思いますが、もう暫くご協力の程、よろしくお願い致します。

私は、今季限りで議員を引退することにしています。私は、一の宮町議を含めて 3 期、12 年間、議員を務めさせていただき、皆様には大変お世話様になりました。

厚く御礼を申し上げます。

今日は、私の最後の一般質問になりますので、地方公共団体の議員の原点に返って、地方公共団体の基本的な役割について質問を致します。

まず第 1 点は、「地方公共団体の基本的な役割は何か」ということについて、市民課長お願いします。

部長。失礼致しました。

○議長（阿南誠蔵君）　市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君）　どうも、大変お疲れ様です。

ただ今のご質問でございますけども、地方公共団体の基本的な役割は何かということでございます。

地方公共団体につきましては、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」ということで、地方自治法第 1 条の 2 に定められているところでございます。

○議長（阿南誠蔵君）　川端君。

○16 番（川端忠義君）　今言われたように、「地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」と、これが地方公共団体の役割ということで、地方自治法に明記されているところであります。

そこで、阿蘇市は地方公共団体の基本的な役割を十分果たしているのかという点で、簡潔にちょっと回答をお願いします。

○議長（阿南誠蔵君）　市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君）　平成 17 年 2 月の町村合併から、10 年を経過しようとしております。

合併時に定めました新市建設計画、これを踏まえまして、平成 18 年 9 月に阿蘇市総合計画を策定しております。これは阿蘇市の行政執行の上で、最上位になる計画として位置付けているところでございます。

この計画に基づきまして、均衡ある発展を目指して、最少の経費で最大の効果を上げるよう行政執行に取り組んでいるところでございます。

○議長（阿南誠蔵君）　川端君。

○16 番（川端忠義君）　阿蘇市は、住民の福祉、教育、子育て等、大変市長をはじめ力点置いてやっておられると思います。

そういう中で、今日は、基本的役割である住民の福祉の増進を図るということについて、一番住民に身近で切実で重要な問題であります、国民健康保険の問題について質問をさせていただきます。

国民健康保険の加入世帯で、資格証明書を発行と、これは保険証を持たない使えないと、医者にかかれば 10 割負担ということになりますが、それらの世帯は、現在何世帯ありますか。

○議長（阿南誠蔵君）　ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君）　失礼いたします。ほけん課でございます

今、お尋ねの資格証明書発行世帯数につきましては、本年度 59 件でございます。

○議長（阿南誠蔵君）　川端君。

○16 番（川端忠義君）　資格証明書世帯は 59 世帯ということでありますが、どんな世帯に対して資格証明書を発行しているのですか。

○議長（阿南誠蔵君）　ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君）　資格証明書の発行につきましては、まず先ほども川端議員が言われましたとおり、医療機関の窓口で 10 割を負担して、あと療養費として本人さんに 7 割分をお支払する分ですが、対象者といたしましては、やはり滞納等で保険料の納付ができない世帯がほとんどでございます。

資格証につきましては、何の予告もなしに突然交付をするというものではございません。1 年以上経過をしても未納がある世帯主に対しましては、国民健康保険法第 9 条第 3 項の規定に基づきまして、被保険者証の返還請求等を行い、接触の機会を持っております。それから保険税を納付できない特別な事情を有する場合には、特別な事情に関する届出、届出書の提出を求める通知も行っております。そして、保険税の滞納について弁明の機会を与えるために、弁明書の提出も求めております。

それでも何の連絡もない場合、苦渋の選択で致し方なく、資格書を交付しているのが現状でございます。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君）　川端君。

○16 番（川端忠義君）　資格証は 10 割負担で、大体経済的困窮を極めている人たちが、中には悪質な滞納もあると思いますけど、多くは生活に困窮をきたしている人たちが滞納して資格証を発行されていると思いますが、阿蘇市の場合はどうでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君）　ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君）　ただ今おっしゃったとおり、ケーズバイケースでいろんな方がいらっしゃると思います。

特別な事情というのが、国の政令の方で定めてございまして 5 点ほどありますが、世帯主が財産に災害を受け、また盗難に罹ったこと等、いろんな事情があります。それ以外で、やはり何回接触の機会を持とうと思っても、なかなか納付相談にお見えにならなかったり、一緒に考える機会を持とうと思いましても、接触する機会が本当に持てなくて、残念ながら資格証を発行することに至っている場合もあります。

資格証の発行自体は、決して医療機関の受診の機会を奪うのが目的ではございませんで、できるだけ何らかの行動を起こしていただいて、納付に対する意識を持っていただきたい、そして短期証、通常の保険証の発行に切り替えるように、改善に繋げたいという気持ちからでございます。

○議長（阿南誠蔵君）　川端君。

○16 番（川端忠義君）　ちょっと、今、質問したのは、資格証を発行されている 59 世帯と、阿蘇市の場合は阿蘇の他の町村はゼロに等しいと思いますけど、資料 1 でですね、南小国町

が 20、産山村が 16、あとは全部資格証が発行されてないわけですけど、阿蘇市は 59 と。

人口は多いですけど、その払ってない原因、悪質なものか、それともいろいろ経済的困窮とかそういうことで払っていないことかについてお尋ねしてるんです。

○議長（阿南誠蔵君）　ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君）　どちらの理由もあるかと思います。

ただ、具体的に悪質なケースが何件で、そうではないケースが何件というのは、今、手元に数字がございませんので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君）　川端君。

○16 番（川端忠義君）　資格証発行については、そこの資料の 2 にありますように、厚生労働省から平成 20 年に出された文章ですが、資格証については省きまして、そこの 1 に書いてありますね、「納付相談の機会を確保するために交付しているものであり」、目的は納付相談の機会を確保するためが目的ということであり、「機械的な運用」、運用というのは発行を行うことでなく、「特別な事情の有無の把握を適切に行った上で行うこと」ということ。悪質な納税者については、別だけどということであります。

資料 3 をご覧いただきたいと思います。

(1) 事前通知及び特別な事情の把握の徹底ということで、さっき課長も言われたように、事前通知なしに発行するようなことはできないとして、阿蘇市でも行っていないわけですが、「可能な限り、文章だけでなく、電話の催促や戸別訪問等の方法により滞納者との接触を図り、その実態の把握を務めるとともに納税者に対し納税が継続すれば資格証明の交付を行うこととなる旨の周知を図ること。」と。

「その際には、納税相談の奨励に加え、生活保護や多重債務問題等の庁内相談窓口の周知も併せて行い、滞納者が相談を行いやすい環境を整えることや、相談機会の確保に努めること。」ということを強く言っていることであります。

せっかくですから、最後から 3 段目ですね、「資格証明書が納付相談の機会を確保することが目的である」と。資格証明書の発行が目的じゃないということを強くしていますが、阿蘇市では、多重債務については、もう数年前から窓口をつけてあるし、来年 4 月からは生活相談も、こういう滞納の相談もするようなことが条例で決められて、大変結構だと思いますが、こういうのを十分活用してやっているのが。資格証明書を発行されているところで、例えば最初は文章、その次は電話、その次は訪問とありますけど、そういう資格証明発行者に接触するために、どのような努力を図られていますか。

○議長（阿南誠蔵君）　ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君）　国民健康保険は、資格の方をほけん課の方が担当しておりまして、賦課と徴収の方は、隣の税務課で担当しております。隣同士に配置をしてもらいましたのは、まさに今、川端議員が言われましたような滞納に対する対策を、きちんと連携を取りながら実施するために、あえて課を隣にしてもらった経緯がございます。

税務課長の方から、後で詳しく説明があるかもしれませんが、今言われましたとおり、臨戸訪問、それから文章、電話での催告、場合によっては、いろいろな原因で滞納に繋がって

る場合がございますので、接触の機会を持って計画的な納付相談を行うようなことになれば、消費生活センター等に多重債務の相談でつないだり、連携を持った対応を実施しております。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君）　川端君。

○16 番（川端忠義君）　現在、59 世帯という、これは決して少なくないと思うわけすが、どのような努力をされても、59 世帯が残ってるんですか。

○議長（阿南誠蔵君）　ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君）　細かい内容につきましては、私の方からでよろしいでしょうか。

税務課の方で。

○議長（阿南誠蔵君）　税務課長。

○税務課長（藤井栄治君）　ただ今のご質問に、税務課の方から回答させていただきたいと思います。

原因についてということで、国民健康保険税に限らず、税金の滞納の原因は、それぞれ様々な原因のケースがあります。個人や家族でいろいろなケースがあるのが現状でございます。

現状としましては、国民健康保険税は、前年分の所得による算定から、前年分の所得が多かった場合に翌年度の病気や退職により所得が減少すると、一気に納付が困難というふうな状態に陥ります。

2 番目の、支援についてということで質問にありましたけども、納付が困難となった場合の世帯は、先ほどからほけん課長が説明されておりましたけども、保険料の滞納ばかりではなくて、様々な負債を抱えておる場合が多い状況です。

市の方では、そのような対象者に経済状況とか生活の実態を、親身に聞き取る納税相談を実施しまして、必要に応じて本人の同意を得て、関係機関に協力を求め、生活改善の支援を行っております。

○議長（阿南誠蔵君）　川端君。

○16 番（川端忠義君）　具体的に 59 のうち、直接訪問されて面談、或いは庁舎に来られた人もおられると思いますが、直接面談された数は何世帯でしょうか。

○議長（阿南誠蔵君）　税務課長。

○税務課長（藤井栄治君）　59 件の内訳につきましては、面談等、数字的には資料を持ちませんので、申し訳ございません。

それから臨戸訪問は、収税係の方で行っておりまして、12 月に入りましても電話催告を、2 週間ほど、他の滞納者と合わせて、電話催告、訪問を行っております。

○議長（阿南誠蔵君）　川端君。

○16 番（川端忠義君）　やっぱり、面談をして実態を把握し、そして解決の方法を模索し、資格証明から短期なり保険証を持つようにする。保険証を持たないために手遅れになったという事例が、資料 5 に出しておりますが、これは日本民主医療機関という連合会が出した資料です。これは、全国の約 2%の医療機関です。800 数十機関ということを聞きました。

これによりますと、だからこれ 2%ですから、大体 50 倍とみればいいわけですが、毎年、経済的理由による手遅れによる死亡の事例と。癌になっていたり、ひどい病気にかかっていて、要するに資格証明、或いは保険証を持たないために、手遅れでこういうふうに。大体この 50 倍だと、全国的には見ればよいというようなことを、昨日僕は録画を聞きながら、この発表会の録画ありましたが、聞いていたところであります。

それで、是非、大変でしょうが、時間外、或いは休日の訪問等を通して、さっき言った地方自治体の基本的役割であります、住民の福祉の増進のために努力していただきたいと思います。

次に行きます。

2 番目は、短期保険証の発行についてお尋ねをいたします。

短期保険証の発行は、何世帯で短期保険の有効期間は、阿蘇市の場合は何月か。それについてお尋ねをいたします。

○議長（阿南誠蔵君）　ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君）　お答え致します。

本年度の短期被保険者証の発行世帯数は、303 件でございます。期間につきましては、6 ヶ月、3 ヶ月、それから 3 ヶ月以内の有効期限を設けておりまして、これは滞納状況や納付の履行状況等により、有効期限を変更しております。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君）　川端君。

○16 番（川端忠義君）　この前、自治体キャラバンが来た時は、1 ヶ月もあるということをお聞き致しましたが、303 件のうち、1 ヶ月というのはどのくらいですか。

○議長（阿南誠蔵君）　ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君）　先ほど説明しました、3 ヶ月以内の中に 1 ヶ月も含まれますので、キャラバンの時にお答えした 1 ヶ月は、この中に含まれております。

1 ヶ月が、どのくらい 303 件のうちの割合を占めているかというご質問でございますが、これにつきましては、滞納状況とか納付の履行状況によってその時その時で変わりますので、今はっきり 1 ヶ月は何件であるという数字は、手元にございません。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君）　川端君。

○16 番（川端忠義君）　熊本市では、最近、6 ヶ月か 9 ヶ月に切り替えたというふうに聞いていますけど、それは把握されていますか。

○議長（阿南誠蔵君）　ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君）　熊本市の状況については、把握しておりませんでした。

今、初めて聞きました。

○議長（阿南誠蔵君）　川端君。

○16 番（川端忠義君）　やっぱり、短期の保険も滞納による保険証発行ということになりますが、資料の 4 になりますかね、これはある市の交付基準を出しているところであります。

ここの場合も、有効期限は3ヶ月を原則として、6ヶ月もあり、1ヶ月もあるというようなことであります。これも、できるだけ正規の保険に改善していくような努力をする必要があるというようなことも書いてありますので、そのへんは、阿蘇市の場合はどのように考えておられますか。

○議長（阿南誠蔵君）　ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君）　阿蘇市におきましては、阿蘇市国民健康保険税滞納対策事業実施要項に基づきまして、短期証の発行のほうを行っております。

できるだけ長い期間の発行ができれば、それもご本人さん達のためには、いい面もございますけれど、先ほども申し上げましたとおり、ご面倒ですが納付の機会を設けるためには、ある程度の期間で設定をしないと致し方ない状況かとも思います。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君）　川端君。

○16番（川端忠義君）　これも、努力によって短期から正規の保険証と。

1年間安心して病院にかかることができるように、努力していただきたいと思います。

次に入ります。

国民健康保険の滞納の原因の究明と滞納解消のために、市はどのような支援をされているかということであります。

滞納世帯と滞納の総額について、まずお尋ねを致します。

○議長（阿南誠蔵君）　税務課長。

○税務課長（藤井栄治君）　税務課の方でお答えいたします。

滞納世帯数につきましては、はっきりとリストを持ちませんけども、年末に出した催告書の方が3,000通程ございました。3,000は、国保税を含む全ての税金の未納所帯の延べ世帯数でございますので、国保だけの分については、ちょっと手持ちにございません。

国保の滞納分につきましては、3億900万円程ございます。

○議長（阿南誠蔵君）　川端君。

○16番（川端忠義君）　ちょっと時間が過ぎていますので急ぎますが、滞納の原因究明と滞納解消のための市の支援を、今後とも期待をいたします。

次に6番に入ります。

阿蘇市の国民健康保険の医療費の高い、資料6になりますが、阿蘇市の1人当たりの医療費は、30万2,672円ですかね。県下で45のうち11番目に高いというところでありますが、この高い原因は何なのかと、その解決のための対策は効果を上げていますか。

この2点。

○議長（阿南誠蔵君）　ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君）　ただ今のお尋ねについて、お答え致します。

阿蘇市の場合、今おっしゃいましたように、大変医療費が高い状況でございます。月額80万円以上の医療費の方を分析いたしますと、阿蘇市の医療費の高い原因疾患といたしましては、循環器疾患のうち特に心筋梗塞であったり脳梗塞、それから癌、これらの疾病名が上が

っております。本市の平成 25 年度の医療費では、脳出血での外来受診、それから肺がんでの入院等、これが県下の 14 市と比較しますと、特に高い状況にありました。

その解決のための対策といたしましては、毎回申し上げておりますが、やはり予防に努めることが第一と考えております。今年も、夏と秋の複合健診がもう終わりましたが、まだこの後、個別健診で年度末まで受診をしていただくように準備をしておりますので、早期発見それから早期治療、これが一番重要だとほけん課では考えておりますので、重症化する前に適正な処置を行い、個人の生活習慣を見直すことで医療費の抑制にかなりの効果が期待できると考えております。

平成20年度から始まりました特定健診の受診率におきましても、25年度の暫定値で約42%を達成しております。保健師、管理栄養士も配置をしてもらいまして、地区担当制にして顔の見えるきめ細やかな訪問による保健指導も実施して、重症化防止に努めておりますので、これらが功を奏して少しずつ結果が表れております。

平成 21 年度は県下でトップでした、人工透析の診療総額に占める透析診療費ですが、この割合が年々改善をして低くなる傾向に向かっております。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君）　川端君。

○16 番（川端忠義君）　大変努力されて、健診等の割合も目標の 45%に限りなく近づいていると。

45%といっても、まだ半数に満たないというところでありますので、もっとやっぱり住民の力を借りて健診率を上げていくと。例えば、福祉においては福祉協力員という制度があって、行政区ごとに私も参加していますけど、いろいろ高齢者のお世話をやっているところです。

国民健康保険についても、行政区ごとに健診を参加する、そういう制度があること自体もよく知らない人もおるし、身近な人が進めれば健診を受けると、そういう国民健康の協力員ということも考えてみたらどうでしょうかね。

それから、健診はしたけど、後の治療、或いは維持管理が出来ていない面も少なくないと思います。

もう 7 番にいきます。

「高すぎる国民健康保険税をどうするのか」ということであります。

資料の 7 番になります。

阿蘇市、横棒線を引っ張っていますが、1 人当たりの保険料ですね、これは 9 万 2,691 円ということで、45 の自治体の中で 8 番目という高いものであります。

これについてどう考えていますか。

○議長（阿南誠蔵君）　ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君）　高すぎる国民健康保険税とおっしゃいましたが、今の順位で言われたのだろうと思いますが、これにはやっぱり原因がございまして、本市の保険税の調定額というのが、経済状況の低迷と被保険者が年々減少しており、分母が小さくなっており

ますので、それらの要因が重なって、年々保険税の調定額というのが減少しております。

保険税の今後につきましてですが、阿蘇市の場合は1人当たりの医療費が、今言われたように、大変、県下でも高い状況にございます。

平成20年度に比べますと、平成25年度、この数年で約1人当たりが6万8,000円程高くなっております。これは約8,000人の被保険者にかけますと、ここ数年で5億円を超える金額が1年間で医療費として使われているような状況でございます。

このため、収支の均衡が取れずに、国保の特別会計におきましては、ご存知のとおり単年度収支は平成21年度から連続でマイナスとなっております。

これからということですが、これまでも本当は保険税を見直す必要があったと思われますが、できるだけ被保険者の方の急激な負担増にならないようにということで、平成18年度に税率を一部改正して以来、今日まで改正を行っておりません。

24年には、この頃が本当はいい時期だったのではないかと、今思えば思われますが、ちょうど未曾有の大水害がございましたので、その翌年が25年で、なかなかこういう大変な状況で保険税の見直しというのは、市民感情も考えますと、実施ができない状況でございました。幸い基金の方がありましたので、基金を取り崩し、今年が3年目ですが、何回も報告をしておりますとおり、その基金も本年度で底をつき、枯渇するような状況でございます。

このような大変厳しい状況の国保会計の運営を、今後どうやって継続していくかということですが、これにつきましては、私たち運営を預かっている事務方、保険者それから加入なさってる被保険者の市民の皆さん、どちらも共通の認識を持って、きちんと健診を受けて予防に努め、医療費の適正化、それから大変な方もいらっしゃると思いますが、やはり負担すべきものは負担をしないと収支が成り立ちませんので、国保税の収納率の向上に税務課と一緒に、それから納付される方も共に努めていくのは勿論のことと考えております。

○議長（阿南誠蔵君）　川端君。

○16番（川端忠義君）　基本的には、阿蘇市議会も国に要請書を出したように、国の負担が大体50%だったのを、それを37.5%にして、それからどんどん切り下げて、今30%前後だと思います。それが被保険者の負担にのしかかって、段々さっき驚くように6万円位だったのが、今は10数万円ということになっているところであります。

それで、やっぱりこれを何とか補うと、他所の市を見たところ、一般会計からの法定内はもちろん繰入ていますが、法定外、市独自の一般会計からの繰入れを行って、加入者の負担増、高すぎる保険税にならないように努力されていますので、それも検討いただきたいと思います。

あとは、ちょっと割愛いたしまして、せっかく市長に質問を向けていますので、市長さんにお尋ねします。

10月末の市政報告会、宮地地区での市政報告会で、市長に対する質問があって、地方創生についての質問でしたが、市長が森林の整備について簡単に触れられました。ですが、私は非常に大変重要な発言だと受け止めて、改めて質問する次第であります。

企業誘致ばかりに依存するのでなくて、地場産業を興して成功している地区も少なくあり

ません。市長は、宮地地区の市政報告会で、阿蘇市の森林の整備事業で、阿蘇市の産業の活性化を図るという構想を少し述べられたところでありますが、その構想について改めてお尋ねを致します。

○議長（阿南誠蔵君）　市長。

○市長（佐藤義興君）　今の質問にお答えを致します。

今日も、木は段々大きくなっておりますし、且つ最近では持ち主さんもいなくなってきた、相続もうまく出来てない、そんな状況の中で、間伐も行われておりません。

今まで、日本は資源がないと言われておりましたけれども、ここ 50 年、60 年、70 年の間に、この森林という大きな貴重な資源を作ってきたと思っております。その資源をいかに活用するのか、特に災害の予防に努めるとか、或いはこれを間伐し、ペレット化とかチップ化することは、その代替えのエネルギーを生むということにもなってまいります。

私たちは、日常生活の中で電力にしても石油にしても、大変便利ではありますけども、これは無限ではなくて有限のものであり、私たちが日常、一生懸命稼いだお金が、結局はそちらの方に大半が流れていっている、でもそういうことをいつまで続けておっても、果たして豊かな生活ができるんだろうか。そういうものは、全て大きな企業が全部利益を持っていっておりますし、そういう意味からいくと、この作り出してきた資源というものを上手く活用しながら、そして地域に還元ができるようにしていかなければいけない。

でも、いくら叫んでも、これは経費がかかることでありますから、今、関係省庁の方にお願いをしておりますのは、まず公共の施設等にそういうチップとかペレットとか、そういうものを、いわゆるストーブというんですか、それを導入する資金の援助、補助という制度をつくっていただけないだろうかと。そうすることによって、それがいかに生活に便利であり、且つ自然とのまた新しい原点に帰るということもできるということもありまして、そのへんを、まずこれから阿蘇市は、地方創生ということの名前がいろいろ出ておりますけども、このことをやることが、1 丁目 1 番地であると。それが、これからの市の発展に結び付いていくし、雇用にも繋がってくると、そういうことを思っておるところでございます。

○議長（阿南誠蔵君）　川端君。

残り時間が、1 分少々になっております。

○16 番（川端忠義君）　まとめて終わります。

市長の発想というのは、非常に良いと思います。

地元資源を活用し、雇用も生み出し、そしていろんな資源を活用して、地元産業を活性化していくということでありますので、大いに期待をしておりますので、どうかよろしくお願い致します。

ちょうど時間となりました。これで終わります。

どうもお世話になりました。

○議長（阿南誠蔵君）　16 番議員、川端忠義君の一般質問が終わりました。

若干、時間が残っておりますが、本日の一般質問はこのあたりでとどめたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君）　それでは、本日の一般質問をこれで終わりますので、散会致します。

この後、全員協議会を開催しますので、10 分後に全員協議会室にお集まりください。

午後 2 時 45 分　散会